

宅 建

Step.2 一問一答編講座

令和8年受験用 一問一答問題集 法令制限

Step.1 基本習得編

Step.2 一問一答編

Step.3 過去問演習編

盛土規制法のシステム 3. 3つの〇〇区域

- 1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域外において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、工事に着手する日の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。

宅地造成等工事の規制

エリア	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	造成宅地防災区域
イメージ	市街地や集落、その周辺など、宅地造成等により、人家等に危害を及ぼしうるエリア	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積をすれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア	宅地造成工事規制区域外の造成済みの宅地であって、地震によって宅地の滑动崩落が発生し、人家等に危害を及ぼしうるエリア
規制される行為	宅地造成等を規制（許可制）	特定盛土等・土石の堆積を規制（届出制・許可制）	—
	土地保全のための措置	土地保全のための措置	災害防止のための措置



Be Good

株式会社ビーグッド教育企画

宅建eラーニング講座

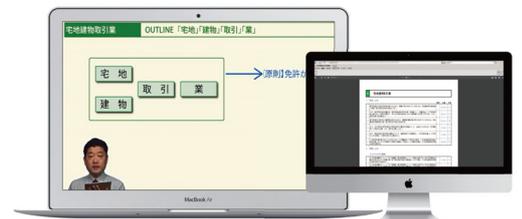
Step.1 基本習得編

図や表というビジュアル教材を使って、基礎知識を整理、これを体系的に理解・記憶していきます。スマホやタブレットを利用すれば、**移動中**や**外出先**でも勉強できます。画面に表示される図表は、講義とは別の画面に表示したり、ダウンロードして印刷することもできます。



Step.2 一問一答編

過去問を選択肢別に分解し、Step.1 の体系に合わせて並べ替えた『**一問一答式問題集**』を使います。まずは、この問題集をダウンロード・印刷して、解いてください（この段階は、机で落ち着いて勉強しましょう）。講義では、同じ論点（出題テーマ）が○になったり × になったり、その基準を見極める**解法テクニック**を伝授します。



Step.3 過去問演習編

『**年度別過去問**』をダウンロード・印刷し、制限時間を守って解いてください（この段階は、机で落ち着いて勉強しましょう）。時間オーバーしたり、点数が悪くても大丈夫です。講義でStep.1のビジュアル図表やStep.2の解法テクニックを使って立体的に説明します。受講後は、「**二度と間違えない**」レベルに到達します。



この資料の
ご利用特典

受講料 15%OFF !

	通常受講料	キャンペーン受講料
Step.1	9,800円	8,330円
Step.2	9,800円	8,330円
Step.3	9,800円	8,330円
スリー・ステップ 「おまとめパック」※	27,000円	22,950円

無料体験講座の受講など、このPDF資料をご利用になった方は、受講料が15%割引になるキャンペーンを実施中です。

以下のクーポンコードで、キャンペーン料金をご利用ください。英数字のみですので、コピー・貼り付けをすると確実です。

TM86X3

詳しい説明や申込みはココをクリック
ビーグッド教育企画の宅建スクールへ移動します

※スリー・ステップ「おまとめパック」は、Step.1からStep.3を一度にまとめてお申込みになりたい方の受講料です。

都市計画法	1
[01]都市計画法のシステム	1
[02]土地利用の規制	1
[03]都市施設・市街地開発事業	4
[04]地区計画	6
[05]都市計画の決定手続	7
[06]開発許可制度	8
建築基準法	16
[01]建築基準法のシステム	16
[02]単体規定	16
[03]道路	18
[04]用途制限	20
[05]建蔽率	22
[06]容積率	23
[07]高さ制限	24
[08]防火地域・準防火地域	26
[09]建築確認	27
[10]建築協定	30
盛土規制法	32
[01]盛土規制法のシステム	32
[02]宅地造成等工事規制区域	33
[03]特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域	38

土地区画整理法	40
[01]土地区画整理法のシステム	40
[02]土地区画整理事業の流れ	41
[03]換地計画	42
[04]仮換地	44
[05]換地処分	45
農地法	48
[01]農地法のシステム	48
[02]3条許可	49
[03]4条許可	51
[04]5条許可	52
国土利用計画法	54
[01]国土利用計画法のシステム	54
[02]事後届出制	54
[03]事前届出制・許可制	59

都市計画法

01 都市計画法のシステム

この項目は、都市計画法のアウトラインを示すためのものです。直接の出題は、ありません。

02 土地利用の規制

1. 都市計画区域

(1). 都市計画区域

		解答	出題	正解
1	都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全される必要がある区域であり、2以上の都府県にまたがって指定されてもよい。		H14-17-1	○
2	都市計画区域は、市又は人口、就業者数その他の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を当該市町村の区域の区域内に限り指定するものとされている。		H23-16-1	×
3	都市計画区域は、市町村が、市町村都市計画審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し、その同意を得て指定する。		R02s-15-3	×

(2). 準都市計画区域

1	準都市計画区域は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる一定の区域で、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域をいう。		H17-19-2	○
2	準都市計画区域は、都市計画区域外の区域のうち、新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域に指定するものとされている。		H22-16-2	×
3	市街化調整区域は、土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備に支障が生じるおそれがある区域とされている。		R05-15-1	×

2. 区域区分

(1). 区域区分とは

1	区域区分は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに、都市計画に定める市街化区域と市街化調整区域との区分をいう。		H17-19-1	○
---	--------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------	---

(2). 市街化区域・市街化調整区域

1	市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。		H16-17-4	○
2	市街化区域は、既に市街地を形成している区域であり、市街化調整区域は、おおむね10年以内に市街化を図る予定の区域及び市街化を抑制すべき区域である。		H14-17-3	×

(3). 区域区分の定め

1	都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に必ず市街化区域と市街化調整区域との区分を定めなければならない。	H23-16-4	×
2	区域区分は、指定都市、中核市及び施行時特例市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域には必ず定めるものとされている。	H22-16-3	×
3	準都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めなければならない。	H30-16-4	×

3. 地域地区

(1). 用途地域

①設定できるエリア

1	市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。	H30-16-3	○
2	都市計画区域については、区域内のすべての区域において、都市計画に、用途地域を定めるとともに、その他の地域地区で必要なものを定めるものとされている。	H23-16-3	×

②種類

1	生産緑地地区は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地区である。	R07-15-4	×
2	用途地域の一つである準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するために定める地域である。	R06-15-3	○
3	近隣商業地域は、主として商業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。	R03s-15-1	×
4	準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。	R03s-15-2	×
5	工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とされている。	R04-15-4	○
6	工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域であり、風致地区に隣接してはならない。	H27-16-3	×

(2). 特別用途地区・特定用途制限地域

①特別用途地区

1	特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区である。	H18-18-4	○
2	特別用途地区とは、一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため定める地区であり、用途地域が定められていない区域において定められるものである。	H07-18-1	×
3	特別用途地区内においては、地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第48条の規定による建築物の用途制限を緩和することができる。	H26-18-3	○

②特定用途制限地域

1	用途地域の一つである特定用途制限地域は、良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。	H25-15-2	×
2	特定用途制限地域は、用途地域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定めるものとされている。	H22-16-4	×
3	第一種低層住居専用地域については、都市計画に特定用途制限地域を定めることができる場合がある。	R03s-15-3	×

(4). 高層住居誘導地区

1	高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため定める地区である。	H15-17-1	○
2	高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するために定められる地区であり、近隣商業地域及び準工業地域においても定めることができる。	H26-15-4	○
3	高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途を適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域等において定められる地区をいう。	H17-19-4	×

(5). 高度地区・高度利用地区

①高度地区

1	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とされている。	R01-15-1	○
2	高度地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、少なくとも建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度を定めなければならない。	H14-18-2	×
3	高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する地方公共団体の条例において定められた内容に適合するものでなければならない。	H21-19-1	×

②高度利用地区

1	高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため定められる地区であり、用途地域内において定めることができる。	H26-15-2	○
2	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。	H28-16-3	×

(6). 特定街区

1	特定街区については、都市計画に、建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めるものとされている。	R01-15-2	○
2	地区計画は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その地区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める計画である。	H15-17-4	×

(8). 景観地区・風致地区⇒[03]5

4. 準都市計画区域に定めることのできる都市計画

1	準都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、区域区分を定めることができる。	H27-16-2	×
2	準都市計画区域については、都市計画に、特別用途地区を定めることができる。	R04-15-2	○
3	準都市計画区域については、都市計画に、高度地区を定めることはできるが、高度利用地区を定めることができないものとされている。	H23-16-2	○
4	準都市計画区域については、都市計画に準防火地域を定めることができる。	H28-16-2	×
5	準都市計画区域については、用途地域が定められている土地の区域であっても、市街地開発事業に関する都市計画を定めることができない。	R06-15-2	○

03

都市施設・市街地開発事業

1. 都市施設

		解答	出題	正解
1	都市計画は、都市計画区域内において定められるものであるが、道路や公園などの都市施設については、特に必要があるときは当該都市計画区域外においても定めることができる。	H14-17-2		○
2	都市施設は、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めることとされており、市街化調整区域には定めることができない。	H07-18-2		×
3	都市施設は、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように都市計画に定めることとされており、市街化区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めなければならない。	H11-17-1		○
4	市街化区域においては、少なくとも用途地域並びに道路、公園及び下水道を定めるほか、住居系の用途地域については、社会福祉施設をも定めなければならない。	H04-18-3		×
5	市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、病院及び下水道を定めるものとされている。	R02s-15-1		×

2. 市街地開発事業

1	準都市計画区域においても、用途地域が定められている土地の区域については、市街地開発事業を定めることができる。	H26-15-3		×
2	市街化調整区域内においては、都市計画に、市街地開発事業を定めることができないこととされている。	R02s-15-2		○

3. 区域内での制限

(2). 計画段階での制限

1	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、一定の場合を除き、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。	H29-16-7	○
2	市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築を行おうとする者は、一定の場合を除き、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。	H12-18-2	○
3	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、行為の種類、場所及び設計又は施行方法を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）に届け出なければならない。	H20-18-1	×
4	市街地開発事業の施行区域内においては、非常災害のために必要な応急措置として行う建築物の建築であっても、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。	H21-16-1	×
5	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者であっても、当該建築行為が都市計画事業の施行として行う行為である場合には都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可は不要である。	H25-15-1	○

(3). 事業段階での制限

①～③許可制

1	都市計画事業の認可の告示があった後においては、当該事業地内において、当該都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。	H25-15-3	○
2	都市計画事業の認可の告示があった後においては、当該都市計画事業を施行する土地内において、当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）及び当該事業の施行者の許可を受けなければならない。	H18-18-2	×
3	都市計画事業の認可の告示があった後、当該認可に係る事業地内において当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設を行おうとする者は、当該事業の施行者の同意を得て、当該行為をすることができる。	H20-18-2	×
4	都市計画事業の認可の告示後、事業地内において行われる建築物の建築については、都市計画事業の施行の障害となるおそれがあるものであっても、非常災害の応急措置として行うものであれば、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受ける必要はない。	H10-17-4	×

④土地建物等の有償譲渡

1	都市計画事業の認可の告示があった後に当該認可に係る事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、施行者の許可を受けなければならない。	R02-15-2	×
2	都市計画事業の認可の告示があった後、当該認可に係る事業地内の土地建物等を有償で譲り渡した者は、当該譲渡の後速やかに、譲渡価格、譲渡の相手方その他の事項を当該事業の施行者に届け出なければならない。	H20-18-3	×

(4). 予定段階での制限

1	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行おうとする者は、原則として市町村長の許可を受けなければならない。	H03-19-1	×
---	---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の建築であれば、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受ける必要はない。	H24-16-1	○
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

4. 田園住居地域内における建築等の規制

1	田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更を行おうとする者は、一定の場合を除き、市町村長の許可を受けなければならない。	H30-16-1	○
---	-------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

5. 風致地区内における建築等の規制

1	風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区であり、当該地区内における建築物の建築について、政令の定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。	R07-15-1	○
2	風致地区は、市街地の良好な景観の形成を図るため定める地区であり、地区内における建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などの行為については地方公共団体の規則で規制することができる。	H14-18-4	×

04 地区計画

1. 地区計画

		解答	出題	正解
1	地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画である。	H06-17-4		○

2. 地区計画の設定

(1). 設定できるエリア

1	都市計画区域については、用途地域が定められていない土地の区域であっても、一定の場合には、都市計画に、地区計画を定めることができる。	H26-15-1		○
2	地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画であり、用途地域が定められている土地の区域においてのみ定められる。	H18-18-1		×
3	地区計画に関する都市計画は、市街化調整区域内においても定めることができる場合がある。	H01-19-3		○

(2). 決定権者

1	地区計画は、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための都市計画であり、すべて市町村が定めることとされている。	H08-19-3		○
---	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--	---

(3). 地区計画について定める事項

1	地区計画については、都市計画に、地区施設及び地区整備計画を定めるよう努めるものとされている。	R02-15-1		×
2	地区計画については、都市計画に、地区計画の種類、名称、位置、区域及び面積並びに建築物の建蔽率及び容積率の最高限度を定めなければならない。	H28-16-4		×

3	地区計画については、都市計画に、区域の面積を定めるよう努めるものとされている。	R03-15-2	○
4	地区計画については、都市計画に、当該地区計画の目標を定めるよう努めるものとされている。	R03-15-1	○

3. 地区計画区域内の建築等の届出等

1	工作物の建設を行おうとする場合は、地区整備計画が定められている地区計画の区域であっても、行為の種類、場所等の届出が必要となることはない。	H21-16-3	×
2	地区計画の区域のうち地区整備計画が定められている区域内において、建築物の建築等の行為を行った者は、一定の行為を除き、当該行為の完了した日から30日以内に、行為の種類、場所等を市町村長に届け出なければならない。	H24-16-4	×
3	地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域内において、土地の区画形質の変更又は建築物の建築を行おうとする者は、当該行為に着手した後、遅滞なく、行為の種類、場所及び設計又は施行方法を市町村長に届け出なければならない。	H19-18-3	×
4	地区整備計画が定められている地区計画の区域内において建築物の建築を行う場合には、市町村長の許可が必要であり、市町村長は、地区計画の内容と建築行為の内容とが適合するとき許可をすることができる。	H09-17-4	×
5	地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。	H29-16-1	×
6	市町村長は、地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、地区計画に適合しない行為の届出があった場合には、届出をした者に対して、届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。	H20-18-4	○

05 都市計画の決定手続

1. 都市計画の決定手続

(3). 都市計画の案の縦覧

		解答	出題	正解
1	公衆の縦覧に供された都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、都市計画の案の公告の日から2週間の縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができる。	H09-17-2		○
2	都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないが、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了後1週間以内の間、都道府県又は市町村に対して異議を申し立てることができる。	H02-19-1		×

(4). 都市計画の決定

①市町村が定める場合

1	都市計画は都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを定め、都市の将来の動向を左右するものであるため、市町村は、都市計画を決定するとき、議会の議決を経なければならない。	H02-19-2		×
2	市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	H24-16-3		×

②都道府県が定める場合

1	都道府県が都市計画を決定するときは、必ず関係市町村の意見をきくとともに、都道府県都市計画審議会の議を経なければならない。	H08-19-4	○
2	都道府県は、関係市町村の意見をきき、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経るとともに、一定の場合国土交通大臣に協議し、その同意を受けて、都市計画を定めるが、国土交通大臣の同意を要する都市計画については、その同意があった日から、その効力を生ずる。	H02-19-3	×
3	都道府県知事は、都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、関係市町村の住民及び利害関係人から提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。	H05-19-4	○

③市町村の都市計画と都道府県の都市計画が抵触するとき

1	市町村が定める都市計画は、都道府県が定めた都市計画に適合することを要し、市町村が定めた都市計画が都道府県が定めた都市計画に抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先する。	H05-19-3	○
2	市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、市町村が定めた都市計画が優先する。	H27-16-4	×

2. 都市計画の決定・変更の提案

1	都市計画の決定又は変更の提案は、当該提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者の全員の同意を得て行うこととされている。	H16-17-1	×
2	都市計画の決定又は変更の提案は、当該提案に係る都市計画の素案の対象となる土地について所有権又は借地権を有している者以外には行うことができない。	H24-16-2	×
3	都市計画の決定又は変更の提案をすることができるのは、当該提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者に限られる。	H19-18-4	×

06 開発許可制度

1. 開発行為

(1). 開発行為とは

		解答	出題	正解
1	開発行為とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指し、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更は開発行為には該当しない。	H25-16-1		×
2	建築物の建築を行わない青空駐車場の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更については、その規模が1ヘクタール以上のものであっても、開発許可を受ける必要はない。	H08-20-1		○
3	市街化区域内において行う、開発行為を伴わない建築物の建築で、当該建築物の床面積が1,000㎡以上のものについては、法第29条に基づく都道府県知事の許可を得る必要がある。	R06-16-2		×

(2). 特定工作物

第二種特定工作物（ゴルフコース）

1	市街化調整区域内で行われる開発区域の面積が1ヘクタール未満のミニゴルフコースの建設のための開発行為は、開発許可が不要である。	H05-18-1	×
2	区域区分の定められていない都市計画区域内の土地において、10,000㎡のゴルフコースの建設を目的とする土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H21-17-1	○

第二種特定工作物（ゴルフコース以外）

1	区域区分が定められていない都市計画区域内の農地において、野球場を建設するため2ヘクタールの規模の開発行為を行う場合は、原則として開発許可を受けなければならない。	H10-18-3	○
2	区域区分の定めのない都市計画区域内において、遊園地の建設の用に供する目的で3,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H29-17-4	×

2. 開発許可の要否

(1). どこでも開発許可不要の行為

①公益上必要な一定の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

該当するもの

1	市街化調整区域において、図書館法に規定する図書館の建築の用に供する目的で行われる3,000㎡の開発行為は、都市計画法による許可を受ける必要がある。	H24-17-ア	×
2	区域区分が定められていない都市計画区域内において、博物館法に規定する博物館の建築を目的とした8,000㎡の開発行為を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。	R04-16-2	○
3	区域区分が定められていない都市計画区域において、社会教育法に規定する公民館の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行われる4,000㎡の開発行為については、都市計画法による開発許可を受ける必要がある。	H26-16-ウ	×
4	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、変電所の建築の用に供する目的で1,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H29-17-3	×
5	市街化区域において、都市公園法に規定する公園施設である建築物の建築を目的とした5,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R03-16-1	×

該当しないもの

1	市街化区域において行う開発行為で、市町村が設置する医療法に規定する診療所の建築の用に供する目的で行うものであって、当該開発行為の規模が1,500㎡であるものについては開発許可は必要である。	H25-16-3	○
2	市街化調整区域において、医療法に規定する病院の建築を目的とした1,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。	R01-16-4	×
3	準都市計画区域内において、専修学校の建築の用に供する目的で行う開発行為（規模1,000㎡）については、都市計画法による開発許可を受けなければならない。	H18-19-3	×

②都市計画事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行として行う開発行為

1	市街化調整区域内において行う、都市計画事業の施行のための開発行為については、法第29条に基づく都道府県知事の許可を得る必要がある。	R06-16-3	×
2	区域区分が定められていない都市計画区域において、土地区画整理事業の施行として行う8,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R03-16-4	×
3	市街化区域内において、市街地再開発事業の施行として行う1haの開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R04-16-1	×

③非常災害のための応急措置として行う開発行為

1	非常災害のため必要な応急措置として開発行為をしようとする者は、当該開発行為が市街化調整区域内において行われるものであっても都道府県知事の許可を受けなくてよい。	H30-17-1	○
2	非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為であっても、当該開発行為が市街化調整区域において行われるものであって、当該開発行為の規模が3,000㎡以上である場合には開発許可が必要である。	H25-16-4	×

④通常の管理行為、軽易な行為

1	車庫の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発行為の規模によっては、実施に当たりあらかじめ開発許可を受けなければならない。	H17-18-3	×
---	--------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

(2). 農林漁業関連

1	市街化区域において、農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的とした1,500㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。	R01-16-2	×
2	市街化調整区域内において生産される農産物の貯蔵に必要な建築物の建築を目的とする当該市街化調整区域内における土地の区画形質の変更は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。	H23-17-2	×
3	区域区分が定められていない都市計画区域において、農業を営む者がその居住用の住宅を建築するために行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。	H11-18-4	○
4	準都市計画区域内において、農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的とした1,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H30-17-4	×

(3). 面積要件

市街化区域

1	市街化区域において、農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行われる1,200㎡の開発行為については開発許可が必要である。	H26-16-1	○
2	首都圏整備法に規定する既成市街地内にある市街化区域において、住宅の建築を目的とした800㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R03-16-2	○
3	市街化区域内の土地において、700㎡の開発行為を行おうとする場合に、都道府県知事の許可が必要となる場合がある。	H21-17-2	○

市街化調整区域

1	市街化調整区域において、野球場の建設を目的とした8,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R01-16-3	×
2	市街化調整区域において行う開発行為で、その規模が300㎡であるものについては、常に開発許可は不要である。	H25-16-2	×

非線引区域（区域区分が定められていない都市計画区域）

1	区域区分が定められていない都市計画区域において、商業施設の建築の用に供する目的で行う4,000㎡の開発行為は都道府県知事の許可が不要である。	R07-16-3	×
2	区域区分が定められていない都市計画区域において、店舗の建築の用に供する目的で行われる2,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R02s-16-3	×

準都市計画区域

1	準都市計画区域において、店舗の建築を目的とした4,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R01-16-1	○
2	準都市計画区域内において、工場の建築の用に供する目的で1,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H29-17-1	×

その他（都市計画区域及び準都市計画区域外の区域）

1	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、都市計画事業に当たらない民間事業者が行う5,000㎡の住宅団地建設のための開発行為であれば、開発許可は必要である。	H14-19-4	×
2	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、8,000㎡の開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。	H30-17-3	○

3. 開発許可の手続

(2). 開発許可申請書

①記載事項

1	開発許可を受けようとする者が都道府県知事に提出する申請書には、開発区域内において予定される建築物の用途を記載しなければならない。	H18-20-2	○
2	開発許可申請書には、予定建築物の用途のほか、その構造、設備及び予定建築価額を記載しなければならない。	H13-19-1	×
3	開発許可を受けようとする者は、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	R03s-16-1	○

②公共施設の管理者の同意書・協議書

開発行為に関係がある公共施設

1	開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。	R05-16-1	○
---	--------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2	開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議しなければならないが、常にその同意を得ることを求められるものではない。	H23-17-1	×
3	開発行為をしようとする者は、当該開発行為に係る開発許可の取得後から当該開発行為の完了までに、当該開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。	H20-19-2	×

開発行為により設置される公共施設

1	開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議しなければならない。	R02-16-1	○
2	開発許可の申請書には、当該開発行為により設置される公共施設を管理することとなる者の同意を得たことを証する書面を、添付しなければならない。	H06-19-3	×

③土地所有者等の同意書

1	開発許可を申請した場合、開発行為をしようとする土地等について開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていなければ許可を受けることができない。	H10-19-2	○
---	------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

(3) 許可又は不許可の通知

①通知の方法

1	都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、申請があった日から21日以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。	H16-18-1	×
2	開発許可の申請をした場合には、遅滞なく、許可又は不許可の処分が行われるが、許可の処分の場合に限り、文書で申請者に通知される。	H08-20-3	×

②許可の場合

1	都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。	H28-17-4	○
2	都道府県知事は、市街化区域内における開発行為について開発許可をする場合、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率に関する制限を定めることができる。	H19-19-3	×
3	法第29条に基づく許可を受けた者は、当該許可に係る土地についての一定の事項を開発登録簿に登録しなければならない。	R06-16-4	×
4	都道府県知事は、開発登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。	H02-20-1	○

③不許可の場合

1	都道府県知事が行った開発許可の処分について不服がある者は、当該都道府県の開発審査会に対して、審査請求を行うことができる。	H02-20-2	○
2	開発行為の許可又は不許可の処分に関して不服のある者は、都道府県知事に対して再調査の請求をすることができる。	H11-19-4	×
3	開発許可処分については、開発審査会の裁決を経ることなく、直接その取消しの訴えを提起することができる。	H07-19-4	○

4	開発許可の取消しの訴えは、当該開発許可についての審査請求に対する開発審査会の判決を経た後でなければ提起することができない。	H13-19-4	×
---	---------------------------------------------------------------	--------------------------	---

(4). 許可後の状況変化

①変更の許可等

1	開発許可を受けた者は、当該許可を受ける際に申請書に記載した事項を変更しようとする場合においては、都道府県知事に届け出なければならないが、当該変更が国土交通省令で定める軽微な変更にあたる場合は、届け出なくてよい。	R05-16-2	×
2	市街化区域内において開発許可を受けた者が、開発区域の規模を100㎡に縮小しようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H27-15-1	×
3	開発許可を受けた者は、開発行為に関する国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	R03s-16-2	○

②許可に基づく地位の承継

1	開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた開発許可に基づく地位を承継する。	H07-20-4	○
2	開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、都道府県知事の承認を受けて、被承継人が有していた開発許可に基づく地位を承継することができる。	H11-19-3	×
3	開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。	R02-16-4	○
4	開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権を取得した者は、都道府県知事の承認を受けることなく、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。	H28-17-3	×

③開発行為の廃止

1	開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	H16-18-3	○
2	開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止するときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H28-17-1	×

(5). 工事完了後の手続

1	都道府県知事は、開発行為に関する工事の完了の届出があった場合において、当該工事が開発許可の内容に適合していると認めるときは、検査済証を交付しなければならない。	H06-20-3	○
2	開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が完了し、都道府県知事から検査済証を交付されたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。	R05-16-3	×
3	開発許可を受けた開発行為により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、工事完了の公告の日の翌日において、原則としてその公共施設の存する市町村の管理に属するものとされている。	R02-16-3	○
4	開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、公共施設が設置されたときは、その公共施設は、協議により他の法律に基づく管理者が管理することとした場合を除き、開発許可を受けた者が管理することとされている。	H21-17-3	×

4. 建築の制限

(1). 工事完了公告前

1	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発工事完了の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築することができない。	H13-19-3	○
2	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為に関する工事完了の公告があるまでの間であっても、都道府県知事の承認を受けて、工事に用いる仮設建築物を建築することができる。	H18-20-4	×
3	開発許可を受けた開発区域内の土地において、都道府県知事が支障がないと認めたときは、開発行為に関する工事完了の公告があるまでの間であっても、建築物を建築することができる。	H07-19-1	○
4	開発行為に同意していない土地の所有者は、当該開発行為に関する工事完了の公告前に、当該開発許可を受けた開発区域内において、その権利の行使として自己の土地に建築物を建築することができる。	R03s-16-4	○
5	開発許可を受けた開発区域内において、開発行為に関する工事の完了の公告があるまでの間に、当該開発区域内に土地所有権を有する者のうち、当該開発行為に関して同意をしていない者がその権利の行使として建築物を建築する場合については、都道府県知事が支障がないと認めたときでなければ、当該建築物を建築することはできない。	H27-15-3	×

(2). 工事完了公告後

①原則・②例外1

1	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為の工事完了の公告後であっても、都道府県知事が当該開発区域の利便の増進上支障がないと認めて許可をしたときは、予定建築物以外の建築物を建築することができる。	H11-18-3	○
2	用途地域等の定めがない土地のうち開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事完了の公告があった後は、都道府県知事の許可を受けなければ、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築することができない。	H30-17-2	○
3	開発許可を受けた開発区域内の土地に用途地域が定められている場合には、開発行為が完了した旨の公告があった後、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を都道府県知事の許可を受けずに建築することができる。	H16-19-2	○

③例外2: 国又は都道府県等が行う行為

1	開発許可を受けた開発区域内において、国が行う当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物の新築については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立すれば、都道府県知事の許可があったものとみなされる。	H05-20-3	○
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

(3). 市街化調整区域における建築等の制限

①原則

1	市街化調整区域（開発許可を受けた開発区域を除く。）内においては、一定の建築物の新築については、それが土地の区画形質の変更を伴わない場合であっても、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H08-21-1	○
2	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、土地の区画形質の変更を伴わずに、床面積が150㎡の住宅の全部を改築し、飲食店としようとする場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H22-17-2	○

②例外

1	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域において行う、学校教育法に規定する学校の新築については、都道府県知事の許可が不要である。	R07-16-1	×
2	都市計画事業の施行として行う建築物の新築であっても、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、建築物の新築をすることができない。	R02-16-2	×
3	市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域内における非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。	H01-18-4	○
4	市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域では、農業に従事する者の居住の用に供する建築物を新築する場合、都道府県知事の許可は不要である。	H16-19-3	○
5	何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、都道府県知事の許可を受けることなく、仮設建築物を新築することができる。	H27-15-4	○

建築基準法

01 建築基準法のシステム

2. 適用の除外

		解答	出題	正解
1	文化財保護法の規定によって重要文化財に指定された建築物であっても、建築基準法は適用される。		H14-21-3	×
2	文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された建築物の大規模の修繕をしようとする場合は、建築確認を受ける必要がない。		H11-20-4	○
3	法の改正により、現に存する建築物が改正後の法の規定に適合しなくなった場合には、当該建築物は違反建築物となり、速やかに改正後の法の規定に適合させなければならない。		R04-17-1	×

02 単体規定

2. 過去に複数回出題された規定

(1). 防火壁等

		解答	出題	正解
1	延べ面積が1,000㎡を超える耐火建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000㎡以内としなければならない。		H28-18-4	×
2	延べ面積が1,000㎡を超える準耐火建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000㎡以内としなければならない。		R02-17-3	×
3	防火地域内において、地階を除く階数が5（高さ25m）、延べ面積が800㎡で共同住宅の用途に供する鉄筋コンクリート造の建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。		H15-20-1	×

(2). 居室の開口部

1	住宅の地上階における居住のための居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、その居室の床面積に対して7分の1以上としなければならない。		H26-17-1	○
2	住宅の居室には、原則として、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、25分の1以上としなければならない。		H24-18-3	×

(3). アスベスト被害・シックハウス対策

1	居室を有する建築物の建築に際し、飛散又は発散のおそれがある石綿を添加した建築材料を使用するときは、その居室内における衛生上の支障がないようにするため、当該建築物の換気設備を政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。		H19-21-2	×
2	石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除き、使用してはならない。		R05-17-4	○

3	石綿以外の物質で居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質は、ホルムアルデヒドのみである。	H25-17-ウ	×
4	居室の内装の仕上げには、ホルムアルデヒドを発散させる建築材料を使用することが認められていない。	R03-17-1	×

(4). 建築物の設備

避雷設備

1	高さ25mの建築物には、周囲の状況によって安全上支障がない場合を除き、有効に避雷設備を設けなければならない。	R06-17-1	○
2	高さ15mの建築物には、周囲の状況によって安全上支障がない場合を除き、有効に避雷設備を設けなければならない。	H26-17-3	×
3	3階建て、延べ面積600㎡、高さ10mの建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。	H22-18-3	×

非常用の昇降機

1	高さ30mの建築物には、原則として非常用の昇降機を設けなければならない。	H28-18-2	×
2	高さが20mを超える建築物には原則として非常用の昇降機を設けなければならない。	H25-17-エ	×
3	防火地域内において、地階を除く階数が5（高さ25m）、延べ面積が800㎡で共同住宅の用途に供する鉄筋コンクリート造の建築物には、安全上支障がない場合を除き、非常用の昇降機を設けなければならない。	H15-20-3	×

(5). バルコニー

1	4階建ての事務所の用途に供する建築物の2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。	H30-18-3	○
2	3階建ての共同住宅の各階のバルコニーには、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。	H25-17-イ	×

(6). 災害危険区域

1	地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができ、当該区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは当該条例で定めることとされている。	R01-17-2	○
2	地方公共団体が、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定した場合には、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築は一律に禁止されることとなる。	R04-17-4	×
3	地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、当該区域内における住居の用に供する建築物の建築を禁止することができる。	R05-17-1	○
4	建築基準法によれば、災害危険区域内における建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、市町村の規則で定めなければならない。	H10-25-2	×

(7). 天井の高さ

1	居室の天井の高さは、一室で天井の高さの異なる部分がある場合、室の床面から天井の最も低い部分までの高さを2.1m以上としなければならない。	R02-17-2	×
2	一室の居室で天井の高さが異なる部分がある場合、室の床面から天井の一番低い部分までの高さが2.1m以上でなければならない。	H25-17-ア	×

(8). 違反建築物に対する措置

1	特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、建築基準法の規定に違反した建築物の所有者等に対して、仮に、当該建築物の使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。	R01-17-1	○
2	特定行政庁は、建築基準法の規定に違反した建築物（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物を除く。）の所有者に対して、緊急の必要があり、仮に当該建築物の使用禁止又は使用制限の命令をする場合であっても、意見書の提出先等を記載した通知書の交付等の手続をとらなければならない。	R06-17-2	×

03

道路

1. 道路の定義

(1). 原則

		解答	出題	正解
1	幅員4m以上であり、法が施行された時点又は都市計画区域若しくは準都市計画区域に入った時点で現に存在する道は、特定行政庁の指定がない限り、法上の道路とはならない。	H29-19-3		×
2	建築物の敷地は、原則として幅員6m以上の道路に接していなければならない。	H08-25-2		×
3	建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に接しなければならないが、この幅員については、地方の特殊性等により加重されることはない。	H06-22-1		×

(2). 【例外】みなし道路（42条2項道路）

1	都市計画区域の変更等によって法第3章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員2mの道で、特定行政庁の指定したものは、同章の規定における道路とみなされる。	H30-19-3		○
2	法第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定の際、現に建築物が立ち並んでいる道は、法上の道路とみなされる。	R03s-18-1		×
3	法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m未満の道で、あらかじめ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定したものは、同章の規定における道路とみなされる。	R04-18-3		○
4	建築基準法の規定が適用された際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものについては、同法の規定が適用された際の道路の境界線が、その道路の境界線とみなされる。	H06-22-4		×
5	法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地が私有地である場合は、敷地面積に算入される。	H18-21-2		×

2. 接道義務

1	建築物の敷地は、必ず幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない。	H12-24-2	×
2	建築物の敷地は、原則として道路に2m以上接していなければならないが、建築物の敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものである場合は、この限りでない。	H08-25-1	○
3	敷地が法第42条に規定する道路に2m以上接道していなくても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて利害関係者の同意を得て許可した場合には、建築物を建築してもよい。	H18-21-4	×

3. 条例による制限の付加

1	地方公共団体は、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員について、条例で、避難又は通行の安全の目的を達するために必要な制限を付加することができる。	H25-18-1	○
2	地方公共団体は、その敷地が袋路状道路にのみ接する一戸建ての住宅について、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員に関して必要な制限を付加することができる。	R01-18-4	×
3	地方公共団体は、その敷地が袋路状道路にのみ接する建築物であって、延べ面積が150㎡を超えるものについては、一戸建ての住宅であっても、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。	R05-18-3	×
4	地方公共団体は、土地の状況等により必要な場合は、建築物の敷地と道路との関係について建築基準法に規定された制限を、条例で緩和することができる。	H12-24-3	×

4. 道路内の建築制限

1	地盤面下に設ける建築物については、道路内に建築することができる。	H27-18-3	○
2	建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならず、地盤面下に設ける建築物においても同様である。	R05-18-2	×
3	公衆便所及び巡査派出所については、特定行政庁の許可を得ないで、道路に突き出して建築することができる。	R02-18-1	×

5. 壁面線

1	建築物の壁又はこれに代わる柱は、地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものを除き、壁面線を越えて建築してはならない。	R02s-18-1	○
2	第一種低層住居専用地域において、特定行政庁は、壁面線を指定して、建築を制限することができる。	H05-22-4	○
3	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、当該壁面線を越えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、当該許可の範囲内において建蔽率による制限が緩和される。	H20-20-4	○
4	容積率規制を適用するに当たっては、前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が一定の基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなす。	H30-19-4	○

04 用途制限

1. 用途制限とは

		解答	出題	正解
1	特定行政庁が許可した場合、第一種低層住居専用地域内においても飲食店を建築することができる。		H28-19-1	○

2. 具体的な規制

建築物の用途別

1	工業地域内においては、幼保連携型認定こども園を建築することができる。		R01-18-2	○
2	第一種低層住居専用地域内においては、病院は建築してはならないが、診療所は建築することができる。		H04-24-1	○
3	第一種低層住居専用地域内においては、延べ面積の合計が60㎡であって、居住の用に供する延べ面積が40㎡、クリーニング取次店の用に供する延べ面積が20㎡である兼用住宅は、建築してはならない。		R01-18-1	×
4	図書館は、すべての用途地域内において建築することができる。		H12-23-3	×
5	第一種低層住居専用地域内においては、高等学校を建築することはできるが、高等専門学校を建築することはできない。		H22-19-4	○
6	店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるものは、原則として工業地域内では建築することができない。		H26-18-1	○
7	第二種中高層住居専用地域内では、原則として、ホテル又は旅館を建築することができる。		H29-19-2	×
8	第一種住居地域において、カラオケボックスで当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡であるものは建築することができる。		H20-21-2	×
9	客席部分の床面積の合計が300㎡の映画館については、第二種住居地域内において建築することはできないが、準住居地域内においては建築することができる。		R06-18-1	×
10	第二種住居地域内において、工場に併設した倉庫であれば倉庫業を営む倉庫の用途に供してもよい。		H23-19-1	×

用途地域別

1	第一種低層住居専用地域内においては、神社、寺院、教会を建築することはできない。		R04-18-1	×
2	第二種低層住居専用地域内においては、美容院の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡である2階建ての美容院を建築することができない。		H19-22-1	×
3	第一種中高層住居専用地域内においては、5階建ての大学を建築することができる。		H06-23-4	○
4	第一種住居地域内では、ホテル（床面積計3,000㎡以下）は建築できるが、映画館は建築できない。		H14-20-2	○

5	第二種住居地域及び工業地域においては、ボーリング場を建築することができる。	H03-22-1	○
6	準住居地域内においては、原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えないものを建築することができる。	H22-19-2	○
7	近隣商業地域内において、客席の部分の床面積の合計が200㎡以上の映画館は建築することができない。	R02-18-2	×
8	店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が20,000㎡であるものは、準工業地域においては建築することができるが、工業地域においては建築することができない。	H20-21-1	○
9	工業地域内では、住宅は建築できるが、病院は建築できない。	H14-20-4	○
10	工業専用地域内においては、ホテルは建築することができるが、共同住宅は建築することができない。	H01-24-4	×

3. 異なる用途地域にまたがる場合の用途制限

1	一の敷地で、その敷地面積の40%が第二種低層住居専用地域に、60%が第一種中高層住居専用地域にある場合は、原則として、当該敷地内には大学を建築することができない。	H30-19-2	×
2	建築物の敷地が第一種低層住居専用地域及び準住居地域にわたる場合で、当該敷地の過半が準住居地域に存する場合には、作業場の床面積の合計が100㎡の自動車修理工場は建築可能である。	H25-18-4	○
3	建築物の敷地が工業地域と工業専用地域にわたる場合において、当該敷地の過半が工業地域内であるときは、共同住宅を建築することができる。	H22-19-1	○

4. 特別用途地区・特定用途制限地域

⇒都市計画法[02]3(2)

5. 卸売市場等の特殊建築物

1	第一種中高層住居専用地域において、火葬場を新築しようとする場合には、都市計画により敷地の位置が決定されていれば新築することができる。	H20-21-4	×
2	学校を新築しようとする場合には、法第48条の規定による用途制限に適合するとともに、都市計画により敷地の位置が決定されていなければ新築することができない。	H26-18-2	×
3	都市計画区域内のごみ焼却場の用途に供する建築物について、特定行政庁が建築基準法第51条に規定する都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなくても、新築することができる。	R03-18-4	○

05 建蔽率

1. 建蔽率

(2). 建蔽率の限度

		解答	出題	正解
1	都市計画区域又は準都市計画区域内における用途地域の指定のない区域内の建築物の建蔽率の上限値は、原則として、法で定めた数値のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるものとなる。		H29-19-1	○

2. 建蔽率の割増

(1). 建蔽率が無制限になる場合

1	都市計画で建蔽率の限度が80%に指定されている区域かつ防火地域内にある耐火建築物について、建蔽率の限度を超えるためには、特定行政庁による許可を得る必要がある。		R06-18-4	×
2	商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の制限を受けない。		H13-21-4	○
3	都市計画により建蔽率の限度が10分の8と定められている準工業地域においては、防火地域内にある耐火建築物については、法第53条第1項から第5項までの規定に基づく建蔽率に関する制限は適用されない。		R02s-18-3	○
4	建蔽率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の限度が10分の9に緩和される。		H23-19-4	×
5	公園内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、建蔽率の制限は適用されない。		H28-19-3	○

(2). 1/10割増になる場合

1	都市計画において定められた建蔽率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物の建蔽率については、都市計画において定められた建蔽率の数値に10分の1を加えた数値が限度となる。		H26-18-4	○
2	都市計画において定められた建蔽率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ、防火地域内にある準耐火建築物の建蔽率については、都市計画において定められた建蔽率の数値に10分の1を加えた数値が限度となる。		R01-18-3	×
3	街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地内にある建築物の建蔽率については、特定行政庁の指定がなくとも都市計画において定められた建蔽率の数値に10分の1を加えた数値が限度となる。		H24-19-1	×
4	都市計画により建蔽率の限度が10分の6と定められている近隣商業地域において、準防火地域内にある耐火建築物で、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物については、建蔽率の限度が10分の8となる。		R03-18-1	○
5	法第53条第1項及び第2項の建蔽率制限に係る規定の適用については、準防火地域内にある準耐火建築物であり、かつ、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物にあっては同条第1項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもって当該各号に定める数値とする。		R05-18-1	○

3. 異なる用途地域にまたがる場合の建蔽率

1	建築物の敷地が建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、当該各地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度の合計の2分の1以下でなければならない。		H27-18-2	×
---	------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------	---

2	建築物の敷地が、法第53条第1項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の敷地の過半の属する地域又は区域における建蔽率に関する制限が、当該建築物に対して適用される。	R03s-18-4	×
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	---

4. 敷地面積の最低限度

1	用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、その最低限度は200㎡を超えてはならない。	H24-19-3	○
---	----------------------------------------------------------------	--------------------------	---

5. 外壁の後退距離

1	第一種住居地域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該地域に関する都市計画においてその限度が定められた場合には、当該限度以上でなければならない。	H28-19-4	×
2	第二種低層住居専用地域に指定されている区域内の土地においては、都市計画において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の限度を2m又は1.5mとして定めることができる。	H19-22-2	×

06 容積率

1. 容積率

(2). 容積率の限度（指定容積率）

		解答	出題	正解
1	用途地域の指定のない区域内の建築物については、容積率に係る制限は、適用されない。		H02-23-4	×
2	用途地域の指定のない区域内に存する建築物の容積率は、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、都市計画において定められた数値以下でなければならない。		H17-22-4	×

(3). 前面道路の幅員による容積率の制限（幅員容積率）

1	前面道路の幅員による容積率制限は、前面道路の幅員が12m以上ある場合は適用されない。	H28-19-2	○
2	容積率の制限は、都市計画において定められた数値によるが、建築物の前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。）の幅員が12m未満である場合には、当該前面道路の幅員のメートルの数値に法第52条第2項各号に定められた数値を乗じたもの以下でなければならない。	H23-19-3	○
3	建築物の前面道路の幅員により制限される容積率について、前面道路が2つ以上ある場合には、これらの前面道路の幅員の最小の数値（12m未満の場合に限る。）を用いて算定する。	H29-19-4	×

(4). 特例許可

1	建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁等に関する工事を行う場合、公益性が高いことから特定行政庁の許可を受けることなく、法第52条の規定による容積率の限度を超えることができる。	R07-18-4	×
---	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2. 建築物の面積に算入しないもの

1	建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、一定の場合を除き、算入しない。	H27-18-1	○
2	容積率を算定する上では、共同住宅の共用の廊下及び階段部分は、当該共同住宅の延べ面積の3分の1を限度として、当該共同住宅の延べ面積に算入しない。	H20-20-3	×
3	容積率の算定に当たり、建築物の延べ面積の1/3を限度として、地下室の床面積を建築物の延べ面積に算入しないとする特例は、住宅以外の用途に供する部分を有する建築物には適用されない。	H11-21-1	×
4	一定の建築物の地階で住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の1/4を限度として、容積率に係る建築物の延べ面積に算入しない。	H08-24-2	×

3. 異なる用途地域にまたがる場合の容積率

1	建築物の敷地が、都市計画により定められた建築物の容積率の限度が異なる地域にまたがる場合、建築物が一方の地域内のみ建築される場合であっても、その容積率の限度は、それぞれの地域に属する敷地の部分の割合に応じて按分計算により算出された数値となる。	H16-20-3	○
2	建築物の敷地が第二種中高層住居専用地域と第二種住居地域にわたり、かつ、当該敷地の過半が第二種住居専用地域内にある場合は、当該敷地が第二種住居専用地域内にあるものとみなして、容積率に係る制限及び建蔽率に係る制限が適用される。	H02-23-2	×

07 高さ制限

2. 建築物の高さの限度

		解答	出題	正解
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、12m又は15mのうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。	H24-19-2		×
2	第二種低層住居専用地域に指定されている区域内の土地においては、高さが9mを超える建築物を建築することはできない。	H19-22-3		×
3	田園住居地域内においては、建築物の高さは、一定の場合を除き、10m又は12mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。	H30-19-1		○
4	第一種住居地域内においては、建築物の高さは、10m又は12mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。	R04-18-4		×

3. 斜線制限

(1). 道路斜線制限

1	道路斜線制限（建築基準法第56条第1項第1号の制限をいう。）は、用途地域の指定のない区域内については、適用されない。	H05-23-1		×
2	都市計画により、容積率の限度が10分の50とされている準工業地域内において、建築物の高さは、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が35m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.5を乗じて得た値以下でなければならない。	R03s-18-2		○

(2). 隣地斜線制限

1	第二種低層住居専用地域に指定されている区域内の土地においては、建築物を建築しようとする際、当該建築物に対する建築基準法第56条第1項第2号のいわゆる隣地斜線制限の適用はない。	H19-22-4	○
2	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内における建築物については、法第56条第1項第2号の規定による隣地斜線制限が適用される。	H18-22-2	×
3	隣地斜線制限（建築基準法第56条第1項第2号の制限をいう。）は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内については、適用されない。	H05-23-2	×

(3). 北側斜線制限

1	田園住居地域内の建築物に対しては、法第56条第1項第3号の規定（北側斜線制限）は適用されない。	R02s-18-4	×
2	第二種中高層住居専用地域内における建築物については、法第56条第1項第3号の規定による北側斜線制限は適用されない。	H18-22-1	×

(4). 異なる用途地域にまたがる場合の斜線制限

1	建築物が第二種中高層住居専用地域及び近隣商業地域にわたって存する場合で、当該建築物の過半が近隣商業地域に存する場合には、当該建築物に対して法第56条第1項第3号の規定（北側斜線制限）は適用されない。	H25-18-3	×
2	建築物が第一種中高層住居専用地域と第二種住居地域にわたる場合で、当該建築物の敷地の過半が第二種住居地域内に存するときは、当該建築物に対して法第56条第1項第3号の規定による北側高さ制限は適用されない。	H20-21-3	×
3	建築物が第二種低層住居専用地域と第一種住居地域にわたる場合、当該建築物の敷地の過半が第一種住居地域であるときは、北側斜線制限が適用されることはない。	H16-20-2	×

(5). 天空率

1	計画しようとする建築物の天空率が、道路斜線制限、隣地斜線制限又は北側斜線制限に適合する建築物の天空率未満であれば、これらの制限は適用されない。	R06-18-3	×
2	隣地境界線上で確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして一定の基準に適合する建築物については、法第56条第1項第2号の規定による隣地斜線制限は適用されない。	H18-22-3	×

4. 日影規制

1	日影による中高層の建築物の高さの制限に係る日影時間の測定は、夏至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間について行われる。	R02-18-4	×
2	日影規制の対象となる区域については、その区域の存する地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して、都市計画で定められる。	H07-24-1	×
3	第一種低層住居専用地域内の建築物のうち、地階を除く階数が2以下で、かつ、軒の高さが7m以下のものは、日影による中高層の建築物の高さの制限を受けない。	H02-24-4	○
4	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域において、日影規制の対象となるのは、軒の高さが7m又は高さが10mを超える建築物である。	H07-24-2	×

5	法第56条の2第1項の規定による日影規制の対象区域は地方公共団体が条例で指定することとされているが、商業地域、工業地域及び工業専用地域においては、日影規制の対象区域として指定することができない。	H18-22-4	○
6	商業地域内にある建築物については、法第56条の2第1項の規定による日影規制は、適用されない。ただし、冬至日において日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせる、高さ10mを超える建築物については、この限りでない。	H21-19-3	○
7	冬至日において、法第56条の2第1項の規定による日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせるものであっても、対象区域外にある建築物であれば一律に、同項の規定は適用されない。	R05-18-4	×

08

防火地域・準防火地域

1. 防火地域内の規制

(1). 建築物

		解答	出題	正解
1	防火地域内において、階数が2で延べ面積が200㎡の住宅は、必ず耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H06-24-1		○
2	防火地域内にある延べ面積が150㎡の事務所の用に供する建築物は、準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H09-23-1		×
3	防火地域内においては、3階建て、延べ面積が200㎡の住宅は耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H23-18-2		×

(2). 看板等

1	防火地域内にある看板で建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。	R01-17-3		○
2	防火地域内にある広告塔で、高さが3mをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。	H01-22-3		○
3	準防火地域内において建築物の屋上に看板を設ける場合は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。	H26-17-4		×

2. 準防火地域内の規制

1	準防火地域内においては、延べ面積が2,000㎡の共同住宅は準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H28-18-3		×
2	準防火地域内において、地階を除く階数が3（高さ12m）、延べ面積が1,200㎡で事務所の用途に供する建築物を建築しようとする場合、この建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H11-22-1		○
3	防火地域又は準防火地域において、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、すべて耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能が確保された建築物としなければならない。	H19-21-3		×

3. 建築物が防火地域又は準防火地域の内外にまたがる場合

1	建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、原則として、当該建築物の全部について防火地域内の建築物に関する規定が適用される。	H23-18-1		○
---	----------------------------------------------------------------	--------------------------	--	---

2	建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、建築物が防火地域外で防火壁により区画されているときは、その防火壁外の部分については、準防火地域の規制に適合させればよい。	H16-20-4	○
3	建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について、敷地の属する面積が大きい方の地域内の建築物に関する規定を適用する。	R02s-17-1	×

4. 隣地境界線に接する外壁（防火地域・準防火地域に共通）

1	防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。	H28-18-1	○
2	防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。	H09-23-3	○
3	防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が防火構造であるものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。	R03-17-3	×

09 建築確認

1. 建築確認とは

		解答	出題	正解
1	建築主事等又は指定確認検査機関は、建築主から建築物の確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法令の規定に適合しているかを審査すれば足り、都市計画法等の建築基準法以外の法律の規定に適合しているかは審査の対象外である。	H24-18-4		×
2	建築主は、建築確認が必要な建築物を建築しようとする場合は、当該建築物の計画を建築基準法令の規定に適合させるだけでなく、建築基準法令の規定以外の宅地造成及び特定盛土等規制法などの建築基準関係規定にも適合するものであることについて確認を受ける必要がある。	R07-17-1		○

2. 建築確認が必要な行為

(1). 建築物の種類

①特殊建築物

1	防火地域内に存在する共同住宅（その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡）を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であっても、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要がある。	R06-17-3		○
2	建築主は、共同住宅の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が280㎡であるものの大規模の修繕をしようとする場合、当該工事に着手する前に、当該計画について建築確認を受けなければならない。	H19-21-1		○
3	用途が事務所である3階建て、延べ面積600㎡、高さ10mの建築物の用途を変更して共同住宅にする場合は、確認を受ける必要はない。	H22-18-2		×

②大型建築物

1	木造3階建てで、高さ13mの住宅を新築する場合には、建築確認を受けなければならない。	H10-20-1		○
2	建築主は、2階建ての木造住宅を新築しようとする場合は、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認を受け、確認済証の交付を受ける措置が必要となるが、当該住宅の大規模の修繕をしようとする場合には、当該措置は不要である。	R07-17-2		×

3	木造1階建て、床面積250㎡のバーを改築しようとする場合は、建築基準法の確認を要しない。	H03-21-2	×
4	階数が2で延べ面積が200㎡の鉄骨造の共同住宅の大規模の修繕をしようとする場合、建築主は、当該工事に着手する前に、確認済証の交付を受けなければならない。	R02-17-1	○
5	鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積が300㎡の建築物の建築をしようとする場合は、建築確認を受ける必要がある。	H11-20-2	○
6	建築主は、木造以外の建築物（延べ面積200㎡）について、新たに増築して延べ面積を250㎡とする場合は、建築確認を受けなければならない。	H09-24-2	○

③一般建築物（都市計画区域内・準都市計画区域内の建築物）

1	準都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）内に建築する木造の建築物で、平屋建て、延べ面積150㎡のものは、建築確認を必要としない。	H21-18-7	×
2	都市計画区域内（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）において、1階建て、延べ面積が10㎡の倉庫を新築する場合、建築確認を受けなければならない。	H02-21-3	○
3	都市計画区域内（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）の木造平屋建て、延べ面積200㎡、高さ6mの一戸建ての住宅について大規模の模様替をしようとする場合、建築確認を受ける必要はない。	H01-23-1	○
4	3階建て、延べ面積600㎡、高さ10mの建築物が木造であり、都市計画区域外に建築する場合は、確認済証の交付を受けなくとも、その建築工事に着手することができる。	H22-18-1	×
5	都市計画区域外において高さ12m、階数が3階の木造建築物を新築する場合、建築確認が必要である。	H27-17-2	○

(2). 建築確認の要否

①建築（新築・増改築・移転）

1	建築確認の対象となり得る工事は、建築物の建築、大規模の修繕及び大規模の模様替であり、建築物の移転は対象外である。	H26-17-2	×
2	木造3階建て、延べ面積が300㎡の建築物の建築をしようとする場合は、建築確認を受ける必要がある。	H11-20-1	○

②新築

1	鉄骨2階建て、高さ8m、延べ面積150㎡の住宅の新築については、建築確認を受けなければならない。	H05-21-3	○
2	都市計画区域内（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）において建築物を新築する場合には、当該建築物の用途又は規模にかかわらず、建築確認を受ける必要がある。	H07-23-4	○

③増改築・移転

1	防火地域及び準防火地域外において建築物を改築する場合で、その改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときは、建築確認は不要である。	H27-17-1	○
2	防火地域内において建築物を増築する場合で、その増築に係る部分の床面積の合計が100㎡以内であるときは、建築確認は不要である。	H21-18-1	×

④大規模修繕・大規模模様替

1	木造3階建て、延べ面積500㎡、高さ15mの一戸建て住宅について大規模の修繕をする場合は、建築確認を受ける必要はない。	H16-21-2	×
2	延べ面積が500㎡を超える建築物について、大規模な修繕をしようとする場合、都市計画区域外であれば建築確認を受ける必要はない。	R04-17-2	×
3	鉄骨平家建て、延べ面積が200㎡の事務所の大規模の修繕をしようとする場合には、建築確認を受ける必要がある。	H07-23-3	×

⑤用途変更

1	事務所の用途に供する建築物をホテル（その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡）に用途変更する場合、建築確認は不要である。	H27-17-3	×
2	事務所の用途に供する建築物を、飲食店（その床面積の合計250㎡）に用途変更する場合、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。	H24-18-2	○
3	ホテルの用途に供する建築物を共同住宅（その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡）に用途変更する場合、建築確認は不要である。	H29-18-4	×
4	劇場の用途に供する建築物を映画館（その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡）に用途変更する場合、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要はない。	R06-17-4	○

3. 建築確認の手続

(2). 建築確認の手続

①手続の流れ

1	建築主は、建築確認の申請をする場合は、あらかじめ周辺住民の同意を得なければならない。	H09-24-3	×
---	--------------------------------------------	--------------------------	---

③消防同意

1	建築主事等又は指定確認検査機関は、事務所である建築物について確認をする場合、建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければならない。	H10-20-4	○
2	建築確認を申請しようとする建築主は、あらかじめ、当該確認に係る建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得ておかななければならない。	H14-21-1	×
3	防火地域内において、地階を除く階数が5（高さ25m）、延べ面積が800㎡で共同住宅の用途に供する鉄筋コンクリート造の建築物について確認をする場合は、建築主事等又は指定確認検査機関は、建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長へ通知しなければならない。	H15-20-2	×

(3). 完了検査の手続

1	木造3階建（延べ面積300㎡）の住宅の新築工事が完了した場合は、建築主は、その旨を工事が完了した日から4日以内に到達するように、建築主事等又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。	H08-23-3	○
2	建築主は、工事を完了した場合においては、工事が完了した日から3日以内に到達するように、建築主事等又は指定確認検査機関に文書をもって届け出なければならない。	H14-21-2	×

3	防火地域内にある3階建ての木造の建築物を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であれば、その工事が完了した際に、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。	H30-18-2	×
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	---

(4). 建築物の使用制限

1	都市計画区域内（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）において、木造平屋建て、延べ面積200㎡、高さ6mの一戸建ての住宅を新築する場合、検査済証の交付を受けた後でなければ使用してはならない。	H01-23-2	×
2	鉄筋コンクリート造であって、階数が2の住宅を新築する場合において、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物を使用することができる。	H29-18-1	○
3	木造3階建（延べ面積300㎡）の住宅を新築する場合、建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、完了検査の申請が受理された日から7日を経過したときでも、仮に、当該住宅を使用し、又は使用させてはならない。	H08-23-4	×

(5). 建築確認が得られない場合

1	建築主は、建築主事等が建築確認の申請について不適合の処分をした場合は、国土交通大臣に対し、審査請求を行うことができる。	H09-24-4	×
2	建築主は、建築主事等が確認の申請について不適合の処分をした場合、当該建築主事を置く都道府県又は市区町村の長に対し、審査請求をすることができる。	H05-21-4	×

10 建築協定

1. 建築協定とは

		解答	出題	正解
1	建築協定においては、建築協定区域内における建築物の用途に関する基準を定めることができない。	H15-21-2		×
2	建築協定は、建築物の敷地、位置及び構造に関して定めることができるが、用途に関しては定めることができない。	H05-24-3		×

2. 建築協定に関する手続

1	建築協定を締結するには、当該建築協定区域内の土地（借地権の目的となっている土地はないものとする。）の所有者の、全員の合意が必要である。	H05-24-1		○
2	建築協定区域内の土地の所有者等は、特定行政庁から認可を受けた建築協定を変更又は廃止しようとする場合においては、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、特定行政庁の認可を受けなければならない。	H24-19-4		×
3	建築協定は、当該建築協定区域内の土地の所有者が1人の場合でも、定めることができる。	H05-24-2		○

3. 建築協定の効力

1	特定行政庁による認可を受けて公告された建築協定は、その後、当該協定の土地の所有者等の全員で合意したときに限り、その公告のあった日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶこととなる。	R07-18-3		×
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	--	---

2	建築協定の目的となっている建築物に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、その建築協定については、当該建築物の借主は、土地の所有者等とみなす。		H27-18-4	○
---	-------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------	---

盛土規制法

01 盛土規制法のシステム

2. 用語の整理

(1). 土地の分類

		解答	出題	正解
1	法にいう宅地は、建物の敷地に供せられる土地に限らない。		H04-25-1	○
2	法にいう宅地には、工場用地が含まれる。		H02-25-1	○
3	宅地造成等工事規制区域内において、果樹園の用地の造成のため10万㎡の土地について盛土又は切土を行う場合、都道府県知事の法第12条第1項本文の許可を要しない。		H05-27-3	×
4	宅地造成等工事規制区域内において、公園の用地の造成のため10万㎡の土地について盛土又は切土を行う場合、都道府県知事の法第12条第1項本文の許可を要しない。		H05-27-4	○

(2). 宅地造成等

①行為・②意味

1	宅地を宅地以外の土地にするために行う土地の形質の変更は、宅地造成に該当しない。		R02-19-2	○
2	宅地造成等工事等規制区域内において、森林を宅地にするために行う切土であって、高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する工事については、工事主は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事を除き、工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。		R04-19-2	○
3	宅地造成等工事規制区域内において、宅地を宅地以外の土地にするために行われる切土であって、当該切土をする土地の面積が600㎡で、かつ、高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する工事については、一定の場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない。		H26-19-1	○
4	宅地造成等工事規制区域内において、道路を公園にするため土地の形質の変更を行う場合でも、都道府県知事から宅地造成等に関する工事の許可を受けなければならない。		H09-20-3	×

③規模

盛土

1	宅地造成等工事規制区域内において行われる盛土であって、当該盛土をする土地の面積が300㎡で、かつ、高さ1.5mの崖を生ずることとなるものに関する工事については、一定の場合を除き、都道府県知事の許可が必要である。		H25-19-3	○
2	宅地以外の土地を宅地にするための盛土であって、当該盛土を行う土地の面積が1,000㎡であり、かつ、高さが80cmの崖を生ずることとなる土地の形質の変更は、宅地造成に該当する。		H16-23-4	○
3	宅地造成等工事規制区域内の宅地において、500㎡を超える面積について盛土に関する工事をする場合でも、当該宅地を引き続き宅地として利用するときは、都道府県知事の許可を受ける必要はない。		H09-20-2	×

切土

1	宅地造成等工事規制区域内において、宅地を造成するために切土をする土地の面積が500㎡であって盛土を生じない場合、切土をした部分に生じる崖の高さが1.5mであれば、都道府県知事の法第12条第1項本文の工事の許可は不要である。	R03-19-1	○
2	宅地造成等工事規制区域内において、切土であって、当該切土をする土地の面積が400㎡で、かつ、高さ1mの崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、一定の場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H30-20-4	×
3	宅地造成等工事規制区域内において行われる切土であって、当該切土をする土地の面積が600㎡で、かつ、高さ1.5mの崖を生ずることとなるものに関する工事については、一定の場合を除き、都道府県知事の許可が必要である。	H25-19-2	○

3. 3つの○○区域

1	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域外において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、工事に着手する日の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。	R01-19-1	×
2	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域外において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、工事に着手する前に都道府県知事に届け出ればよい。	H23-20-4	×

4. 基本方針・基礎調査

(2). 基礎調査

1	都道府県知事は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ、当該土地の占有者は、正当な理由がない限り、その立入りを拒み、又は妨げてはならない。	R06-19-1	○
2	土地の占有者は、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、基礎調査のために当該土地に立ち入って測量又は調査を行う場合、正当な理由がない限り、立入りを拒み、又は妨げてはならない。	H26-19-3	○
3	都道府県は、基礎調査のために行う測量又は調査のため他人の占有する土地に立ち入ったことにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。	R02s-19-3	○

02 宅地造成等工事規制区域

1. 宅地造成等工事規制区域の指定

(1). 指定権者・(2). 対象

		解答	出題	正解
1	宅地造成等工事規制区域は、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地等区域について、都道府県知事が指定する。	H04-25-3		○
2	宅地造成等工事規制区域は、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事につき規制を行う必要があるものについて、国土交通大臣が指定することができる。	R02s-19-1		×
3	都道府県知事が、宅地造成等工事規制区域として指定できるのは、都市計画区域内の土地の区域に限られる。	H09-20-1		×

4	都道府県知事は、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、造成宅地防災区域として指定することができる。	R01-19-4	×
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2. 宅地造成等工事の許可

(1). 宅地造成等工事の許可

①許可申請手続

(a). 申請義務者

1	宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。	H11-25-2	○
2	宅地造成等に関する工事の許可は、当該工事が請負契約の場合にあつては、当該請負契約の注文者が、受けなければならない。	H04-25-4	○
3	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事施行者は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H08-26-2	×
4	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の請負人は、工事に着手する前に、原則として都道府県知事の許可を受けなければならない。	H13-24-1	×

(b). 住民への周知

1	工事主は、宅地造成等工事規制区域において行われる宅地造成等に関する工事について、工事着手後2週間以内に、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。	R06-19-3	×
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

②許可・不許可

1	都道府県知事は、法第12条第1項本文の工事の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可の処分をしたときは許可証を交付し、不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。	R03-19-2	○
2	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について許可をする都道府県知事は、当該許可に、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。	H30-20-2	○
3	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事についての許可に、当該工事の施行に伴う災害の防止その他良好な都市環境の形成のために必要と認める場合にあつては、条件を付することができる。	H16-23-2	×
4	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	R07-19-4	○

③許可申請手続が不要な場合

1	宅地造成等工事規制区域内において、森林を宅地にするために行う切土であつて、高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合、当該工事が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事であれば、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可があつたものとみなされる。	H20-22-1	○
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2	宅地造成等工事規制区域内において、切土であって、当該切土をする土地の面積が400㎡で、かつ、高さ1mの崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事であっても、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。		H21-20-2	×
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------	---

④変更の許可

1	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可を受けた者は、主務省令で定める軽微な変更を除き、当該許可に係る工事の計画の変更をしようとするときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。		R01-19-2	×
2	宅地造成等に関する工事の許可を受けた者が、工事施行者を変更する場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出ればよく、改めて許可を受ける必要はない。		R02-19-4	○

(2). 工事の技術的基準

①災害防止措置

(a). 工事の技術的基準

1	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は、擁壁、排水施設の設置など、宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。		H22-20-2	○
2	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は、擁壁、排水施設又は消防の用に供する貯水施設の設置その他宅地造成等に伴う災害の発生を防止するため必要な措置が講じられたものでなければならない。		H17-24-2	×

(b). 都道府県の規則による強化・付加

1	都道府県知事は、一定の場合には都道府県の規則で、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の技術的基準を強化し、又は付加することができる。		R03-19-3	○
2	都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定のみによっては宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合は、都道府県の規則で、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の技術的基準を強化し、又は付加することができる。		R05-19-2	○

②有資格者による設計

1	宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等に関する工事を行う場合、宅地造成等に伴う災害を防止するために行う高さ4mの擁壁の設置に係る工事については、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。		H25-19-1	×
2	宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等に関する工事を行う場合、宅地造成等に伴う災害を防止するために行う高さ5mを超える擁壁に係る工事については、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。		R03s-19-3	○
3	宅地造成等工事規制区域内において、盛土又は切土をする土地の面積が600㎡である場合、その土地における排水施設は、政令で定める資格を有する者によって設計される必要はない。		H28-20-2	○

(3). 検査・報告

①完了検査

1	法第12条第1項本文の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了した場合、工事主は、都道府県知事の検査を申請しなければならない。		R02s-19-4	○
---	-----------------------------------------------------------------------	--	---------------------------	---

2	工事主は、宅地造成等工事規制区域内において宅地造成又は特定盛土等に関する工事を完了したときは、その工事が技術的基準に適合しているかどうかについて、市町村長の検査を申請しなければならない。	H01-25-2	×
3	宅地造成等工事規制区域内において許可を受けて行われた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が検査に合格した場合、都道府県知事は、工事主に対して検査済証を交付しなければならない。	H08-26-4	○

(4). 監督処分・罰則

1	都道府県知事は、偽りその他不正な手段によって宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。	R03s-19-4	○
2	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。	H26-19-2	○

3. 工事等の届出

(1). 宅地造成等工事規制区域指定の際に工事を行っている工事主

1	宅地造成等工事規制区域の指定の際に、当該宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等工事を行っている者は、当該工事について都道府県知事の許可を受ける必要はない。	R01-19-3	○
2	新たに指定された宅地造成等工事規制区域内において、指定の前にすでに着手されていた宅地造成等に関する工事については、その工事主はその指定があった日から21日以内に、都道府県知事の許可を受けなければならない。	H15-24-3	×

(2). 高さ2m超の擁壁or排水施設の除却工事を行おうとする者

1	宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、高さが2mを超える擁壁を除却する工事を行おうとする者は、一定の場合を除き、その工事に着手する日の14日前までにその旨を都道府県知事に届け出なければならない。	H28-20-3	○
2	宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、地表水等を排除するための排水施設の除却の工事を行おうとする者は、宅地造成等に関する工事の許可を受けた場合を除き、工事に着手する日までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	H22-20-3	×
3	宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、高さが3mの擁壁の除却工事を行う場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の許可が必要な場合を除き、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。届出の期限は工事に着手する日の前日までとされている。	H20-22-2	×

(3). 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者

1	宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、一定の場合を除き、その転用した日から14日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。	H28-20-4	○
2	宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、その転用した日から21日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	H03-25-4	×
3	宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用する者は、宅地造成等に関する工事を行わない場合でも、都道府県知事の許可を受けなければならない。	R02-19-3	×

4. 土地保全のための措置

(1). 土地所有者等の努力義務

1	宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。	H22-20-4	○
2	宅地造成等工事規制区域内で過去に宅地造成等に関する工事が行われ、現在は工事主とは異なる者がその工事が行われた土地を所有している場合において、当該土地の所有者は宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。	R04-19-3	○
3	宅地造成等工事規制区域内の土地の工事主又は工事施行者は、宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。	R07-19-2	×

(2). 知事の権限

①勧告

1	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合には、その土地の所有者に対して、擁壁等の設置等の措置をとることを勧告することができる。	R06-19-2	○
2	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のために必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対して、擁壁等の設置等の必要な措置をとることを勧告することができる。	R07-19-3	○

②改善命令

1	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されていないために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合、一定の限度のもとに、当該土地の所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁の設置を命ずることができる。	H29-20-1	○
2	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されていないため、これを放置するときは宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合、一定の限度のもとに当該土地の所有者以外の者に対しても擁壁の設置のための工事を行うことを命ずることができる。	H17-24-4	○

③報告の徴収

1	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内における土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。	R03s-19-2	○
2	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地において行われている工事の状況について、その工事が宅地造成等に関する工事であるか否かにかかわらず、当該土地の所有者、管理者又は占有者に対して報告を求めることができる。	H29-20-2	○

03

特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域

1. 特定盛土等規制区域

(2). 宅地造成等工事規制区域との共通点

		解答	出題	正解
1	工事主は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する政令で定める規模の工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。		R07-19-1	○

(4). 届出の手續

1	特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。		R06-19-4	○
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------	---

2. 造成宅地防災区域とは

(1). 造成宅地防災区域とは・(2). 指定権者・指定手續など

1	都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域内で、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい一団の造成宅地の区域であって、一定の基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。		R05-19-1	×
2	都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内においても、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域に指定することができる。		H19-23-1	×
3	宅地造成等工事規制区域外に盛土によって造成された一団の造成宅地の区域において、造成された盛土の高さが5m未満の場合は、都道府県知事は、当該区域を造成宅地防災区域として指定することができない。		R04-19-4	×

(3). 指定の解除

1	都道府県知事は、造成宅地防災区域について、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずることにより当該区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、その指定を解除するものとする。		H23-20-1	○
2	都道府県知事は、造成宅地防災区域について、当該区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、その指定を解除することができる。		H19-23-2	○

2. 災害の防止のための措置

1	造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁の設置等の措置を講ずるよう努めなければならない。		H19-23-3	○
2	都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害に伴う災害で、相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの防止のため必要があると認める場合は、その造成宅地の所有者のみならず、管理者や占有者に対しても、擁壁等の設置等の措置をとることを勧告することができる。		H20-22-4	○

3	都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要があると認める場合は、当該造成宅地の所有者等に対し、擁壁の設置等の措置をとることを勧告することができる。		H19-23-4 ○
---	-------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------

土地区画整理法

01 土地区画整理法のシステム

1. 土地区画整理事業とは

(1). 土地区画整理事業とは

		解答	出題	正解
1	土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法で定めるところに従って行われる、都市計画区域内及び都市計画区域外の土地の区画形質の変更に關する事業をいう。		H30-21-1	×

2. 施行者による分類

1	宅地について所有権を有する者は、1人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。		H22-21-2	○
2	宅地について所有権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。		H22-21-3	○
3	宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。		H19-24-3	○
4	国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で特別の事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるものについては自ら施行することができる。		H22-21-4	○

施行できるエリア

1	土地区画整理組合は、土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域外において、土地区画整理事業を施行することはできない。		H24-21-2	×
2	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業は、市街化調整区域内において施行されることはない。		H12-21-2	×
3	都道府県が施行する土地区画整理事業は、すべて都市計画事業として施行される。		H12-21-4	○

土地区画整理審議会

1	土地区画整理事業の施行者である土地区画整理組合が、施行地区内の宅地について仮換地を指定する場合、あらかじめ、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。		H20-23-1	×
2	市町村が施行する土地区画整理事業では、事業ごとに、市町村に土地区画整理審議会が設置され、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について法に定める権限を行使する。		R03s-20-4	○

02

土地区画整理事業の流れ

1. 土地区画整理組合

(1). 設立

		解答	出題	正解
1	組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認める場合においては、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。		H29-21-3	○
2	土地区画整理組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認める場合においては、5人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。		H19-24-1	×
3	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。		H24-21-4	○
4	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について借地権のみを有する者は、その土地区画整理組合の組合員とはならない。		R03s-20-1	×
5	土地区画整理組合が成立した場合において、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者はすべて組合員となるが、施行地区内の借家人は組合員とはならない。		H13-22-4	○
6	施行地区内の宅地について組合員の有する所有権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その組合員がその所有権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。		H29-21-2	○
7	組合施行の土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員から当該所有権の一部のみを承継した者は、当該組合の組合員とはならない。		H18-24-1	×
8	組合の施行する土地区画整理事業に参加することを希望する者のうち、当該土地区画整理事業に参加するのに必要な資力及び信用を有する者であって定款で定められたものは、参加組合員として組合員となる。		R02-20-4	×

(2). 経費の賦課徴収

1	組合施行の土地区画整理事業において、換地処分前に、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員から当該所有権を譲り受けた者は、当該組合の総会において賦課金徴収の議決があったときは、賦課金の納付義務を負う。		H18-24-2	○
2	土地区画整理組合は、当該組合が行う土地区画整理事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができるが、その場合、都道府県知事の認可を受けなければならない。		H19-24-2	×
3	土地区画整理組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができるが、当該組合に対する債権を有する参加組合員以外の組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができる。		H17-23-2	×
4	組合が賦課金を徴収する場合、賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の地積等にかかわらず一律に定めなければならない。		R02-20-3	×

(3). 解散

1	組合は、事業の完成により解散しようとする場合においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。		H29-21-1	○
2	土地区画整理組合は、総会の議決により解散しようとする場合において、その解散について、認可権者の認可を受けなければならない。		H24-21-1	○

3	土地区画整理組合が総会の議決により解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。	H17-23-1	○
---	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

2. 建築行為等の制限

(1). 制限される行為・(2). 許可制

1	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業にあつては、事業の完成による解散についての認可の公告の日までは、施行地区内における建築物の新築について都道府県知事の許可を受けなければならない。	H09-22-1	×
2	土地区画整理組合の設立の認可の公告があった日以後、換地処分公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築物その他の工作物の新築を行おうとする者は、都道府県知事及び市町村長の許可を受けなければならない。	H30-21-2	×
3	土地区画整理組合の設立の認可の公告があった日後、換地処分公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地区画整理組合の許可を受けなければならない。	R03-20-3	×

(3). 建築制限に違反した場合

1	土地区画整理法による建築行為等の規制に違反して建築された建築物等については、施行者は、事業の施行のため必要となったときは、いつでも移転又は除却をすることができる。	H16-22-2	×
2	建築行為等の制限に違反して都道府県知事の許可を受けずに建築物を新築した者から当該建築物を購入した者は、都道府県知事から当該建築物の除却を命じられることがある。	H09-22-4	○

03

換地計画

1. 定める内容

(1). 換地

		解答	出題	正解
1	換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。	R02s-20-3		○
2	施行者は、宅地の所有者の申出又は同意があった場合においては、その宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に補償をすれば、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないことができる。	H26-20-1		×
3	公共施設の用に供している宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。	H23-21-2		○

(2). 清算金

1	施行者は、清算金の徴収及び交付の完了後、遅滞なく、換地処分を行わなければならない。	H01-26-4	×
2	施行者は、仮換地を指定した時に、清算金を徴収し、又は交付しなければならない。	R02s-20-2	×

(3). 保留地

①保留地とは

1	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定めなくて、その土地を保留地として定めることができる。	H24-21-3	○
2	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定めなくて、その土地を保留地として定めることができる。	H23-21-3	○

②保留地の定め

1	個人施行者は、換地計画において、保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。	H25-20-3	×
---	------------------------------------------------------------	--------------------------	---

③保留地の帰属

1	換地計画において定められた保留地は、換地処分公告があった日の翌日において、施行者が取得する。	R06-20-3	○
2	組合施行の土地区画整理事業において、定款に特別の定めがある場合には、換地計画において、保留地の取得を希望する宅地建物取引業者に当該保留地に係る所有権が帰属するよう定めることができる。	H18-24-4	×
3	組合施行事業における保留地は、換地処分公告のあった日の翌日に、各組合員が、従前の宅地に係る権利の価額に応じて取得する。	H04-27-4	×

2. 定める手続

1	地方公共団体施行の場合、施行者は、縦覧に供すべき換地計画を作成しようとするとき及び縦覧に供した換地計画に対する意見書の内容を審査するときは土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。	H07-27-4	○
2	個人施行者以外の施行者は、換地計画を定めようとする場合においては、その換地計画を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。	R01-20-3	○
3	施行者が個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社であるときは、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。	R01-20-2	○
4	施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、当該施行者が土地区画整理組合であるときは、その換地計画について市町村長の認可を受けなければならない。	H26-20-2	×
5	土地区画整理事業の施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、当該施行者が土地区画整理組合であるときは、その換地計画について都道府県知事及び市町村長の認可を受けなければならない。	H21-21-3	×

04

仮換地

2. 仮換地の指定

		解答	出題	正解
1	施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。		H28-21-1	○
2	個人施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。		H23-21-4	○

(1). 手続

1	個人施行者は、仮換地を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、従前の宅地の所有者の同意を得なければならないが、仮換地となるべき宅地の所有者の同意を得る必要はない。		H25-20-4	×
2	土地区画整理組合施行の場合、施行者が公共施設の変更に係る工事のため仮換地を指定しようとするときは、あらかじめ総会の意見を聴かなければならない。		H07-27-2	×
3	土地区画整理組合は、仮換地を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。		R05-20-4	×

(2). 方法

1	仮換地の指定は、その仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知してする。		H27-20-1	○
2	仮換地となるべき土地について質権や抵当権を有する者があるときは、これらの者に仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知しなければならない。		H14-22-2	×

(3). 効果

①仮換地の使用収益

1	従前の宅地の所有者は、換地処分の公告がある日までの間において、当該宅地を売却することができる。その場合の所有権移転登記は、従前の宅地について行うこととなる。		H08-27-3	○
2	従前の宅地の所有者は、仮換地の指定により従前の宅地に抵当権を設定することはできなくなり、当該仮換地について抵当権を設定することができる。		H08-27-2	×

②使用収益開始日

1	仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から換地処分の公告がある日まで、仮換地について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができる。		H28-21-2	○
2	仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から換地処分の公告がある日まで、仮換地又は仮換地について仮に使用し、若しくは収益することができる権利の目的となるべき宅地若しくはその部分について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができる。		R06-20-1	○
3	施行者は、仮換地を指定した場合において、特別の事情があるときは、その仮換地について使用又は収益を開始することができる日を仮換地の指定の効力発生日と別に定めることができる。		R06-20-4	○

4	土地区画整理事業の施行者は、仮換地を指定した場合において、当該仮換地について使用又は収益を開始することができる日を当該仮換地の効力発生の日と同一の日として定めなければならない。	H30-21-4	×
5	従前の宅地の所有者及びその宅地について使用収益権を有する者が、仮換地について使用又は収益を開始することができる日を別に定められたため、従前の宅地について使用し、又は収益することができなくなったことにより損失を受けた場合においては、施行者は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。	R07-20-3	○

(4). 建築物の移転・除却

1	土地区画整理事業の施行者は、仮換地を指定した場合において、従前の宅地に存する建築物を移転し、又は除却することが必要となったときは、当該建築物を移転し、又は除却することができる。	H30-21-3	○
2	仮換地の指定に伴い、従前の宅地に存する建築物を移転する必要がある場合、当該建築物の所有者が、自らこれを移転しなければならない。	H05-25-2	×

3. 仮換地に指定されない土地の管理

1	仮換地を指定したことにより、使用し、又は収益することができる者のなくなった従前の宅地については、当該宅地を使用し、又は収益することができる者のなくなった時から換地処分の公告がある日までは、施行者が当該宅地を管理する。	R04-20-3	○
2	土地区画整理組合が仮換地を指定した場合において、当該処分によって使用し又は収益することができる者のなくなった従前の宅地については、換地処分の公告がある日までは、当該宅地の存する市町村がこれを管理する。	H14-22-3	×

05 換地処分

2. 換地処分

(1). タイミング

		解答	出題	正解
1	換地処分は、原則として換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において行わなければならない。	H03-26-2		○
2	換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事がすべて完了した後でなければすることができない。	H18-24-3		×
3	土地区画整理組合は、定款に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。	R04-20-2		○
4	換地処分は、換地計画に係る区域の全部についてしなければならない。	H01-26-3		○

(2). 方法

1	換地処分は、施行者が換地計画において定められた関係事項を公告して行うものとする。	H25-20-2		×
2	市町村施行の土地区画整理事業において、市町村は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。	R06-20-2		×

(3). 効果

①公告日翌日に発生する効果

換地計画に定められた換地

1	換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされ、換地計画において換地を定めなかった従前の宅地について存する権利は、その公告があった日が終了した時において消滅する。	H21-21-4	○
2	換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされるため、従前の宅地について存した抵当権は、換地の上に存続する。	H17-23-3	○

保留地 (⇒[03]1(3))

1	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画において保留地が定められた場合、当該保留地は、換地処分の公告のあった日の翌日においてすべて土地区画整理組合が取得する。	H10-23-2	○
2	土地区画整理組合が施行する事業における保留地は、換地処分の公告があった日の翌日に、都道府県が取得する。	H01-26-1	×

新設された公共施設の管理

1	土地区画整理事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、換地処分があった旨の公告があった日の翌日において、原則としてその公共施設の所在する市町村の管理に属することになる。	H26-20-4	○
2	土地区画整理事業の施行より設置された公共施設は、換地処分の公告があった日の翌日において、原則として施行者の管理に属する。	H06-26-2	×

公共施設の用に供する土地

1	土地区画整理事業の施行により生じた公共施設の用に供する土地は、換地処分があった旨の公告があった日の翌日において、すべて市町村に帰属する。	H27-20-4	×
---	----------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

清算金 (⇒[03]1(2))

1	換地計画において定められた清算金は、換地処分の公告があった日の翌日において確定する。	R05-20-1	○
---	--------------------------------------------	--------------------------	---

地役権以外の権利

1	換地処分に係る公告後、従前の宅地について存した抵当権は消滅するので、換地に移行することはない。	H15-22-3	×
---	-------------------------------------------------	--------------------------	---

②公告日終了時に発生する効果

1	換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされ、換地計画において換地を定めなかった従前の宅地について存する権利は、その公告があった日が終了した時において消滅する。	R01-20-4	○
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

③地役権の扱い

1	施行地区内の宅地について存する地役権は、土地区画整理事業の施行により行使する利益がなくなった場合を除き、換地処分があった旨の公告があった日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。	H27-20-2	○
2	施行地区内の宅地について存する地役権は、換地処分により、換地に移行する。	H06-26-3	×
3	土地区画整理事業の施行により行使する利益がなくなった地役権は、換地処分に係る公告があった日が終了した時において消滅する。	H03-26-3	○

3. 換地処分に伴う登記等

1	施行者は、換地処分の公告があった場合においては、直ちに、その旨を換地計画に係る区域を管轄する登記所に通知しなければならない。	R03s-20-3	○
2	施行者は、換地処分の公告があった場合において、施行地区内の土地及び建物について土地区画整理事業の施行により変動があったときは、遅滞なく、その変動に係る登記を申請し、又は囑託しなければならない。	R05-20-3	○
3	関係権利者は、換地処分があった旨の公告があった日以降いつでも、施行地区内の土地及び建物に関する登記を行うことができる。	H26-20-3	×
4	仮換地の指定があった日後、土地区画整理事業の施行による施行地区内の土地及び建物の変動に係る登記がされるまでの間は、登記の申請人が確定日付のある書類によりその指定前に登記原因が生じたことを証明した場合を除き、施行地区内の土地及び建物に関しては他の登記をすることができない。	R07-20-3	×

農地法

01 農地法のシステム

2. 用語の整理

(1). 農地

		解答	出題	正解
1	雑種地を開墾し耕作している土地でも、登記簿上の地目が雑種地である場合は、法の適用を受ける農地に当たらない。		H30-22-4	×
2	登記簿の地目が宅地となっている場合には、現況が農地であっても法の規制の対象とはならない。		R03s-21-3	×
3	山林を開墾し、農地として耕作している土地であっても、土地登記簿上の地目が山林であれば、法の適用を受ける農地に該当しない。		R02s-21-1	×
4	市街化調整区域内の山林の所有者が、その土地を開墾し果樹園として利用した後に、その果樹園を山林に戻す目的で、杉の苗を植える場合には、農地法第4条の許可を受ける必要がある。		H16-24-2	○

3. 許可制度

(1). 権利移動

②競売による権利移動

1	競売により市街化区域外の農地の買受人となり所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条又は第5条の許可を受ける必要がある。		H16-24-3	○
2	市街化区域内の農地について、耕作の目的に供するために競売により所有権を取得しようとする場合には、その買受人は法第3条第1項の許可を受ける必要はない。		H26-21-2	×
3	農業者が住宅の改築に必要な資金を銀行から借りのため、市街化区域外の農地に抵当権の設定が行われ、その後、返済が滞ったため当該抵当権に基づき競売が行われ第三者が当該農地を取得する場合であっても、法第3条第1項又は法第5条第1項の許可を受ける必要がある。		H27-22-4	○

③「権利」に当たるもの・当たらないもの

1	金融機関からの資金借入れのために農地に抵当権を設定する場合、法第3条第1項の許可が必要である。		R01-21-2	×
2	銀行から500万円を借入れのために農地に抵当権を設定する場合、法第3条第1項又は第5条第1項の許可を受ける必要がある。		H29-15-3	×
3	自己所有の農地に住宅を建設する資金を借入れのために、当該農地に抵当権の設定をする場合には、法第3条第1項の許可を受ける必要がある。		R03s-21-1	×

(2). 転用

1	耕作目的で原野を農地に転用しようとする場合、法第4条第1項の許可は不要である。	R01-21-1	○
2	農家がその所有する農地に分家住宅を建てる場合は、農地法第4条第1項の許可を受ける必要はない。	H04-26-3	×

一時的な転用

1	砂利採取法による認可を受けた採取計画に従って砂利採取のために農地を一時的に貸し付ける場合、法第5条第1項の許可は不要である。	R01-21-4	×
2	建設業者が、農地に復元して返還する条件で、市街化調整区域内の農地を一時的に資材置場として借りる場合は、法第5条第1項の許可を受ける必要がある。	H20-24-2	○
3	農地を一時的に資材置場に転用する場合は、いかなる場合であってもあらかじめ農業委員会に届出をすれば、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の許可を受ける必要はない。	H17-25-1	×

4. 法人による農地の利用

1	法第2条第3項の農地所有適格法人の要件を満たしていない株式会社は、耕作目的で農地を借り入れることはできない。	R04-21-2	×
2	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人（社会福祉法人）が、農地をその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合、農地所有適格法人でなくても、農業委員会の許可を得て、農地の所有権を取得することができる。	R05-21-4	○

02 3条許可

1. 許可の対象

(1). 許可が必要な行為

市街化区域内の権利移動

		解答	出題	正解
1	市街化区域内の農地を耕作のために借り入れる場合、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、法第3条第1項の許可を受ける必要はない。	H29-15-1		×
2	市街化区域内の農地を耕作目的で取得する場合には、あらかじめ農業委員会に届け出れば、法第3条第1項の許可を受ける必要はない。	H27-22-1		×
3	市街化区域内の農地を耕作の目的に供するために取得する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第3条第1項の許可を受ける必要はない。	H17-25-2		×

(2). 許可不要な場合

①国・都道府県への権利移動

1	国又は都道府県が耕作の目的で農地又は採草放牧地の所有権を取得する場合には、農地法第3条の許可を受ける必要はない。	H01-27-2	○
---	----------------------------------------------------------	--------------------------	---

2	都道府県が農地を耕作目的で取得する場合には、農地法第3条の許可を受ける必要はない。	H12-25-3	○
---	-------------------------------------------	--------------------------	---

②民事調停による権利移動

1	民事調停法による農事調停により農地の所有権を取得する場合には、農地法第3条の許可を受ける必要はない。	H16-24-4	○
---	----------------------------------------------------	--------------------------	---

③相続・遺産分割・包括遺贈・相続人に対する特定遺贈

1	農地を相続した場合、その相続人は、法第3条第1項の許可を受ける必要はないが、遅滞なく、農業委員会にその旨を届け出なければならない。	H22-22-1	○
2	遺産分割によって農地を取得する場合には、法第3条第1項の許可は不要であるが、農業委員会への届出が必要である。	R03-21-1	○
3	相続により農地を取得する場合は、法第3条第1項の許可を要しないが、遺産の分割により農地を取得する場合は、同項の許可を受ける必要がある。	H23-22-1	×
4	相続により農地を取得する場合は、法第3条第1項の許可を要しないが、相続人に該当しない者に対する特定遺贈により農地を取得する場合も、同項の許可を受ける必要はない。	H28-22-1	×
5	親から子に対して、所有するすべての農地を一括して贈与する場合には、法第3条第1項の許可を受ける必要はない。	R02s-21-2	×

④権利移動に当たらない場合

1	耕作する目的で原野の所有権を取得し、その取得後、造成して農地にする場合には、法第3条第1項の許可を受ける必要がある。	H19-25-3	×
2	農業者が山林原野を取得して、農地として造成する場合、農地法第3条第1項の許可を受ける必要がある。	H17-25-3	×

3. 無許可行為

1	法第3条第1項の許可を受けなければならない場合の売買については、その許可を受けずに農地の売買契約を締結しても、所有権移転の効力は生じない。	R03-21-2	○
2	法第3条第1項又は法第5条第1項の許可が必要な農地の売買について、これらの許可を受けずに売買契約を締結しても、その所有権の移転の効力は生じない。	H28-22-3	○

4. 農地の賃貸借

1	農地の賃貸借及び使用貸借は、その登記がなくても農地の引渡しがあったときは、これをもってその後にその農地について所有権を取得した第三者に対抗することができる。	R04-21-1	×
2	農地法では、農地の賃貸借で期間の定めがあるものについては、一定の場合を除き、期間満了の1年前から6か月前までの間に更新拒絶の通知をしないと従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借したものとみなされる。	R06-21-3	○
3	農地法では、農地の賃貸借の当事者は、当該賃貸借の合意による解約が民事調停法による農事調停によって行われる場合など一定の場合を除き、知事の許可を受けなければ、当該賃貸借について、解除、解約の申入れ、合意解約、更新拒絶の通知をしてはならないとされている。	R06-21-4	○

03

4 条許可

1. 許可の対象

(2). 許可が不要な行為

①市街化区域内の特例

		解答	出題	正解
1	市街化区域内の農地を自家用駐車場に転用する場合、法第4条第1項の許可が必要である。		R01-21-3	×
2	市街化区域内の自己所有の農地を駐車場に転用するため、あらかじめ農業委員会に届け出た場合には、法第4条第1項の許可を受ける必要がない。		R03s-21-4	○
3	農業者が、市街化調整区域内の耕作しておらず遊休化している自己の農地を、自己の住宅用地に転用する場合、あらかじめ農業委員会へ届出をすれば、法第4条第1項の許可を受ける必要がない。		H28-22-4	×
4	市街化調整区域内の農地を宅地に転用する場合は、あらかじめ農業委員会へ届出をすれば、法第4条第1項の許可を受ける必要はない。		H20-24-3	×
5	農業者が自己所有の市街化区域外の農地に賃貸住宅を建設するため転用する場合は、法第4条第1項の許可を受ける必要はない。		H27-22-2	×
6	農業者が自己所有の市街化区域外の農地に自己の居住用の住宅を建設するため転用する場合は、法第4条第1項の許可を受ける必要はない。		H27-22-3	×

②農業用施設の敷地に転用

1	自己の所有する面積4アールの農地を農作物の育成又は養畜の事業のための農業用施設に転用する場合は、法第4条第1項の許可を受ける必要はない。		R05-21-2	×
2	農地の所有者がその農地のうち2アールを自らの養畜の事業のための畜舎の敷地に転用しようとする場合、農地法第4条の許可を得る必要はない。		H15-23-3	×
3	農家が農業用施設に転用する目的で1アールの農地を取得する場合には、農地法第5条の許可を受ける必要がある。		H12-25-4	○

2. 許可権者

1	市街化区域以外の区域に存する4haを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣の許可を受ける必要がある。		R02s-21-4	×
---	------------------------------------------------------	--	---------------------------	---

3. 無許可行為

1	法第4条第1項、第5条第1項の違反について原状回復等の措置に係る命令の対象となる者（違反転用者等）には、当該規定に違反した者又はその一般承継人は含まれるが、当該違反に係る土地について工事を請け負った者は含まれない。		R04-21-3	×
2	法人の代表者が、その法人の業務に関し、法第4条第1項又は法第5条第1項の規定に違反して農地の転用をした場合には、その代表者が罰せられるほか、その法人も300万円以下の罰金刑が科せられる。		R07-21-4	×

04

5 条許可

1. 許可の対象

(1). 許可が必要な行為

4 条許可取得後で転用前に、転用目的の第三者に権利移動する場合

		解答	出題	正解
1	農業者が、住宅を建設するために法第4条第1項の許可を受けた農地をその後住宅建設の工事着工前に宅地として売却する場合、改めて法第5条第1項の許可を受ける必要はない。		H18-25-2	×
2	農地法第4条の許可を受けた農地について、転用工事に着手する前に同一の転用目的で第三者にその所有権を移転する場合には、改めて農地法第5条の許可を要しない。		H13-23-4	×

(2). 許可が不要な行為

①市街化区域内の特例

1	市街化区域内の農地を宅地とする目的で権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会に届出をすれば法第5条の許可は不要である。		H30-22-1	○
2	市街化区域内の農地を取得して住宅地に転用する場合は、都道府県知事にその旨届け出れば、農地法第5条の許可を得る必要はない。		H08-17-1	×
3	市街化区域内にある農地を取得して住宅を建設する場合は、工事完了後遅滞なく農業委員会に届け出れば、法第5条第1項の許可を受ける必要はない。		H23-22-4	×
4	農業者が、自らの養畜の事業のための畜舎を建設する目的で、市街化調整区域内にある150㎡の農地を購入する場合は、法第5条第1項の許可を受ける必要がある。		H23-22-3	○
5	砂利採取法第16条の認可を受けて市街化調整区域内の農地を砂利採取のために一時的に借り受ける場合には、法第5条第1項の許可は不要である。		R03-21-3	×

②国・都道府県等の特例

1	国又は都道府県等が市街化調整区域内の農地（1ヘクタール）を取得して学校を建設する場合、都道府県知事等との協議が成立しても法第5条第1項の許可を受ける必要がある。		H25-21-3	×
2	都道府県が市街化調整区域内の農地を取得して病院を建設する場合には、都道府県知事（法第4条第1項に規定する指定市町村の区域内にあってはその長）との協議が成立すれば、法第5条第1項の許可があったものとみなされる。		R03-21-4	○

2. 許可権者

1	市街化調整区域内の4ヘクタールを超える農地について、これを転用するために所有権を取得する場合、農林水産大臣の許可を受ける必要がある。		H29-15-2	×
---	--------------------------------------------------------------------	--	--------------------------	---

3. 無許可行為

1	農地法第5条の許可を要する農地の権利移転について、当該許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。		H06-27-1	○
2	法第3条第1項又は第5条第1項の許可が必要な農地の売買について、これらの許可を受けずに売買契約を締結しても、その所有権は移転しない。		H24-22-2	○

3	都道府県知事等は、法第5条第1項の許可を要する農地取得について、その許可を受けずに農地の転用を行った者に対して、必要な限度において原状回復を命ずることができる。	H21-22-4	○
---	----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

国土利用計画法

01 国土利用計画法のシステム

この項目は、国土利用計画法のアウトラインを示すためのものです。直接の出題は、ありません。

02 事後届出制

1. 届出が必要な取引

(1). 土地売買等の契約

②対価を得て行われる移転又は設定

		解答	出題	正解
1	Aが所有する都市計画区域外の10,000㎡の土地とBが所有する市街化調整区域内の10,000㎡の土地を交換した場合、A及びBは事後届出を行う必要はない。		R02-22-4	×
2	宅地建物取引業者Aが所有する市街化区域内の3,000㎡の土地と宅地建物取引業者Bが所有する都市計画区域外に所在する12,000㎡の土地を金銭の授受を伴わずに交換する契約を締結した場合、A及びBはともに事後届出を行う必要はない。		R06-22-2	×
3	個人Aが所有する都市計画区域外の11,000㎡の土地について、個人BがAとの間で対価を支払って地上権設定契約を締結した場合、Bは事後届出を行う必要がある。		R02s-22-4	○
4	市街化区域内に所在する一団の土地である甲土地（面積1,200㎡）と乙土地（面積1,300㎡）について、甲土地については売買によって所有権を取得し、乙土地については対価の授受を伴わず賃借権の設定を受けたAは、事後届出を行う必要はない。		R07-22-4	○
5	Aが所有する市街化区域以外の都市計画区域内の4,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bが地上権の設定を受ける契約を締結した場合、Bは事後届出を行わなければならない。		R06-22-1	×
6	国土利用計画法によれば、市街化区域内の3,000㎡の土地を贈与により取得した者は、2週間以内に、都道府県知事（地方自治法に基づく指定都市にあつては、当該指定都市の長）に届け出なければならない。		H29-22-2	×

③契約（予約を含む）

1	Aが所有する市街化区域内の1,500㎡の土地をBが購入した場合には、Bは事後届出を行う必要はないが、Cが所有する市街化調整区域内の6,000㎡の土地についてDと売買に係る予約契約を締結した場合には、Dは事後届出を行う必要がある。		R02-22-1	○
2	個人Aが所有する市街化区域内の3,000㎡の土地を、個人Bが相続により取得した場合、Bは事後届出を行わなければならない。		R01-22-2	×
3	宅地建物取引業者Aが都市計画区域外の10,000㎡の土地を時効取得した場合、Aは、その日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。		H21-15-1	×

(2). 届出が不要な取引

①当事者の一方又は双方が国等である場合

1	都市計画区域外において、国から一団の土地である6,000㎡と5,000㎡の土地を購入した者は、事後届出を行う必要はない。	R05-22-1	○
2	甲県が所有する都市計画区域内の土地（面積6,000㎡）を買い受けた者は、売買契約を締結した日から起算して2週間以内に、事後届出を行わなければならない。	H30-15-2	×
3	甲市が所有する市街化調整区域内の12,000㎡の土地を、宅地建物取引業者Aが購入した場合、Aは事後届出を行わなければならない。	R01-22-4	×
4	宅地建物取引業者Aが所有する準都市計画区域内の20,000㎡の土地について、10,000㎡をB市に、10,000㎡を宅地建物取引業者Cに売却する契約を締結した場合、B市は事後届出を行う必要はないが、Cは一定の場合を除き事後届出を行う必要がある。	R03-22-4	○

②他の公的機関による審査の尊重

1	市街化調整区域に所在する農地法第3条第1項の許可を受けた面積6,000㎡の農地を購入したAは、事後届出を行わなければならない。	H27-21-3	×
2	都市計画区域外においてAが所有する面積12,000㎡の土地について、Bが担保権の実行による競売を通じて所有権を取得した場合、Bは事後届出を行わなければならない。	R07-22-2	×

(3). 面積要件

①届出が不要である面積

市街化区域内の面積要件

1	宅地建物取引業者Aが所有する市街化区域内の1,500㎡の土地について、宅地建物取引業者Bが購入する契約を締結した場合、Bは、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H20-17-1	×
2	宅地建物取引業者Aが所有する市街化区域内の土地（面積2,500㎡）について、宅地建物取引業者Bが購入する契約を締結した場合、Bは事後届出を行う必要はない。	H30-15-4	×
3	市街化区域内の甲土地（面積3,000㎡）を購入する契約を締結した者が、その契約締結の1月後に甲土地と一団の土地である乙土地（面積4,000㎡）を購入することとしている場合においては、甲土地の事後届出は、乙土地の契約締結後に乙土地の事後届出と併せて行うことができる。	H28-15-4	×
4	Aが、市街化区域において、2,500㎡の工場建設用地を確保するため、そのうち、1,500㎡をB社から購入し、残りの1,000㎡はC社から贈与で取得した。この場合、Aは、事後届出を行う必要はない。	H23-15-3	○

市街化調整区域内又は非線引区域内の面積要件

1	個人Aが所有する市街化調整区域内の6,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bが購入する契約を締結した場合、Bは、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H20-17-3	○
2	宅地建物取引業者であるAとBが、市街化調整区域内の6,000㎡の土地について、Bを権利取得者とする売買契約を締結した場合には、Bは事後届出を行う必要はない。	H19-17-1	×
3	市街化区域を除く都市計画区域内において、一団の土地である甲土地（A所有、面積3,500㎡）と乙土地（B所有、面積2,500㎡）を宅地建物取引業者Cが購入した場合、Cは事後届出を行わなければならない。	R04-22-3	○

都市計画区域外の面積要件

1	宅地建物取引業者であるAとBが、都市計画区域外の2haの土地について、Bを権利取得者とする売買契約を締結した場合には、Bは事後届出を行わなければならない。	H19-17-2	○
2	Aが所有する市街化調整区域内の土地5,000㎡とBが所有する都市計画区域外の土地12,000㎡を交換した場合、A及びBは事後届出を行う必要はない。	H23-15-4	×
3	Aが所有する都市計画法第5条の2に規定する準都市計画区域内に所在する面積7,000㎡の土地について、Bに売却する契約を締結した場合、Bは事後届出をする必要がある。	H16-16-3	×

②一団の土地

(a). 買いの一団

1	市街化調整区域において、宅地建物取引業者Aが所有する面積5,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bが一定の計画に従って、2,000㎡と3,000㎡に分割して順次購入した場合、Bは事後届出を行う必要はない。	R03s-22-3	×
2	宅地建物取引業者Aが所有する市街化調整区域内の6,000㎡の一団の土地を、宅地建物取引業者Bが一定の計画に従って、3,000㎡ずつに分割して購入した場合、Bは事後届出を行わなければならない。	R01-22-3	○
3	都市計画区域外に所在し、一団の土地である甲土地（面積6,000㎡）と乙土地（面積5,000㎡）を購入する契約を締結した者は、事後届出を行わなければならない。	H28-15-3	○

(b). 売りの一団

1	宅地建物取引業者Aが、自己の所有する市街化区域内の2,000㎡の土地を、個人B、個人Cに1,000㎡ずつに分割して売却した場合、B、Cは事後届出を行わなければならない。	R01-22-1	×
2	市街化区域内においてAが所有する面積3,500㎡の土地について、Bが2,000㎡、Cが1,500㎡とそれぞれ分割して購入した場合、B及びCはともに事後届出を行わなければならない。	R07-22-1	×
3	宅地建物取引業者Aが所有する都市計画区域外の13,000㎡の土地について、4,000㎡を宅地建物取引業者Bに、9,000㎡を宅地建物取引業者Cに売却する契約を締結した場合、B及びCはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H21-15-4	×

2. 届出の手續

(1). 届出

①届出義務者

1	市街化区域においてAが所有する面積3,000㎡の土地について、Bが購入した場合、A及びBは事後届出を行わなければならない。	H27-21-2	×
2	宅地建物取引業者Aが、自ら所有する市街化区域内の5,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bに売却する契約を締結した場合、Bが契約締結日から起算して2週間以内に事後届出を行わなかったときは、A及びBは6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。	H22-15-1	×
3	Aが所有する都市計画区域に所在する面積6,000㎡の土地をBに売却する契約を、Aと、Bの売買契約の代理人であるCが締結した場合、CはC名義により、事後届出を行う必要がある。	H15-16-1	×

②届出先

1	指定都市（地方自治法に基づく指定都市をいう。）の区域以外に所在する土地について、事後届出を行うに当たっては、市町村の長を経由しないで、直接都道府県知事に届け出なければならない。	H30-15-3	×
2	事後届出が必要な土地売買等の契約により権利取得者となった者は、その契約の締結後、1週間以内であれば市町村長を経由して、1週間を超えた場合には直接、都道府県知事に事後届出を行わなければならない。	H19-17-4	×

③届出期間

1	Aが、自ら所有する市街化調整区域内の7,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bと売買契約を締結した場合には、Bは契約を締結した日から1か月以内に事後届出を行う必要がある。	R07-22-3	×
2	Aが所有する市街化区域内の2,000㎡の土地をBが購入した場合、Bは当該土地の所有権移転登記を完了した日から起算して2週間以内に事後届出を行う必要がある。	R02-22-2	×
3	Aが市街化区域内に所有する2,500㎡の土地について、Bが銀行から購入資金を借り入れることができることを停止条件とした売買契約を、AとBとの間で締結した場合、Bが銀行から購入資金を借り入れることができることに確定した日から起算して2週間以内に、Bは事後届出を行わなければならない。	H24-15-4	×
4	宅地建物取引業者Aが所有する市街化調整区域内の6,000㎡の土地について、宅地建物取引業者Bが購入する旨の予約をした場合、Bは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H21-15-3	○

④届出事項

1	国土利用計画法によれば、同法第23条の届出に当たっては、土地売買等の対価の額についても都道府県知事（地方自治法に基づく指定都市にあっては、当該指定都市の長）に届け出なければならない。	H26-22-1	○
2	土地売買等の契約による権利取得者が事後届出を行う場合において、当該土地に関する権利の移転の対価が金銭以外のものであるときは、当該権利取得者は、当該対価を時価を基準として金銭に見積った額に換算して、届出書に記載しなければならない。	H24-15-1	○
3	事後届出において、土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額については届出事項ではない。	R04-22-2	×

(2). 審査

①審査期間

1	都道府県知事は、事後届出があった日から起算して3週間以内に勧告をすることができない合理的な理由があるときは、3週間の範囲内において、当該期間を延長することができる。	H12-16-4	○
---	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

②審査事項

1	事後届出においては、土地に関する権利の移転等の対価の額を届出書に記載しなければならないが、当該対価の額が土地に関する権利の相当な価額に照らし著しく適正を欠くときでも、そのことをもって勧告されることはない。	H11-16-3	○
2	都道府県知事は、事後届出があった場合において、その届出書に記載された土地に関する権利の移転等の対価の額が土地に関する権利の相当な価額に照らし著しく適正を欠くときは、当該対価の額について必要な変更をすべきことを勧告することができる。	H18-17-3	×

3	都道府県知事は、事後届出をした者に対し、その届出に係る土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的又は土地に関する権利の移転若しくは設定の対価の額について、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることができる。	R03-22-2	×
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	---

(3). 勧告・助言

①勧告に従う場合

1	都道府県知事は、法第24条第1項の規定による勧告に基づき当該土地の利用目的が変更された場合において、必要があると認めるときは、当該土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の措置を講じなければならない。	H23-15-1	×
2	事後届出に係る土地の利用目的について、甲県知事から勧告を受けた宅地建物取引業者は、甲県知事に対し、当該土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。	H22-15-2	×

②勧告に従わない場合

1	事後届出に係る土地の利用目的について、甲県知事から勧告を受けた宅地建物取引業者Aがその勧告に従わないときは、甲県知事は、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。	H30-15-1	○
2	都道府県知事は、事後届出があつた場合において、土地の利用目的に係る必要な勧告を行うことができ、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表しなければならない。	R03s-22-4	×
3	都道府県知事は、土地利用審査会の意見を聴いて、事後届出をした者に対し、当該事後届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができ、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合、その勧告に反する土地売買等の契約を取り消すことができる。	R04-22-4	×

③助言

1	宅地建物取引業者Aが行つた事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をした場合、Aがその助言に従わないときは、当該知事は、その旨及び助言の内容を公表しなければならない。	H21-15-2	×
2	事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をした場合において、届出をした者がその助言に従わなかつたときは、その旨を公表される。	H12-16-2	×

3. 罰則

1	事前届出又は事後届出が必要な土地について、売買契約を締結したにもかかわらず所定の期間内に当該届出をしなかつた者は都道府県知事からの勧告を受けることがあるが、罰則の適用を受けることはない。	R06-22-3	×
2	事後届出が必要な土地売買等の契約により権利取得者となつた者が事後届出を行わなかつた場合、都道府県知事から当該届出を行うよう勧告されるが、罰則の適用はない。	R02s-22-2	×
3	事後届出に係る土地の利用目的について勧告を受けた場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨及びその勧告の内容を公表されるとともに、罰金に処せられることがある。	H11-16-4	×

03

事前届出制・許可制

1. 事前届出制

(3). 注視区域

		解答	出題	正解
1	注視区域又は監視区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、国土利用計画法第27条の4又は同法第27条の7の事前届出が必要であるが、当該契約が一定の要件を満たすときは事後届出も必要である。		H18-17-2	×
2	市町村長は、当該市町村の区域のうち、国土交通大臣が定める基準に該当し、地価の上昇によって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。		H13-16-2	×
3	注視区域内においては、都道府県の規則で定める面積以上の土地売買等の契約を締結する場合に届出が必要である。		H13-16-4	×

(4). 監視区域

1	Aが所有する監視区域内の土地（面積10,000㎡）をBが購入する契約を締結した場合、A及びBは事後届出を行わなければならない。		H28-15-2	×
2	監視区域に指定された市街化区域内に所在する土地2,500㎡について売買契約を締結しようとする当事者は、契約締結の少なくとも6週間前までに事前届出を行わなければならない。		R06-22-4	○
3	監視区域内の市街化調整区域に所在する面積6,000㎡の一団の土地について、所有者Aが当該土地を分割し、4,000㎡をBに、2,000㎡をCに売却する契約をB、Cと締結した場合、当該土地の売買契約についてA、B及びCは事前届出をする必要はない。		H16-16-1	×
4	Aが所有する監視区域内の面積10haの土地をBに売却する契約を締結しようとして事前届出を行った場合で、届出の日から起算して2週間後に都道府県知事より勧告をしない旨の通知を受けたとき、A及びBはその届出に係る契約を締結することができる。		H14-16-2	○
5	監視区域内において国土利用計画法の規定に違反して必要な届出をせず、土地売買等の契約を締結した場合には、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる。		H13-16-3	○